



障害者政策総合研究事業

地域生活支援拠点等におけるコーディネーターに求められる役割や業務等の明確化のための研究

地域生活支援拠点等 コーディネーター ガイドブック

令和 5 年度 厚生労働科学研究補助金

2024 年 5 月

目次

序章 何のために地域生活支援拠点等に取り組むのか.....	3
1. 障害者総合支援法の目的と基本理念	3
(1) 基本的人権の尊重	3
(2) 共生社会の実現.....	3
(3) 差別の解消.....	3
2. 障害者権利条約と地域生活支援拠点等.....	4
3. 地域生活支援拠点等コーディネーターの配置状況等アンケート調査の結果.....	4
4. 拠点コーディネーターと基幹相談支援センターとの連携・協働好事例調査.....	4
I. 地域生活支援拠点等の機能と拠点コーディネーターの役割	5
1. 障害者総合支援法の改正と地域生活支援拠点等	5
2. 地域における連携体制の構築	5
3. 地域生活支援拠点等の整備推進・機能強化と用語について	8
(1) 拠点コーディネーター.....	8
(2) 拠点機能強化サービス	8
(3) 拠点機能強化事業所	8
(4) 拠点事業所(※)	8
(5) 拠点関係機関.....	8
(6) 連携担当者.....	8
(7) 地域生活障害者等	8
(8) 緊急事態.....	8
(9) 動機付け支援.....	9
4. 地域生活支援拠点等の整備推進・機能強化と財政措置について.....	9
(1) 拠点コーディネーターを配置するための加算の創設.....	9
(2) 緊急事態受入加算等	13
(3) 短期入所における加算.....	13
(4) 地域移行促進加算(Ⅱ)	13
(5) 地域生活支援拠点等・ネットワーク運営推進事業(地域生活支援事業(市町村任意事業)).....	13
(6) 障害福祉サービス事業所等を地域生活支援拠点等に位置付ける際の手順.....	14
(7) 都道府県の役割	17
(8) 都道府県による基幹相談支援センター・地域生活支援拠点等整備推進事業	17
(9) 地域生活支援拠点等・ネットワーク運営推進事業.....	17
II. 地域生活支援拠点等の整備から拠点コーディネーター配置まで.....	18
1. 地域生活支援拠点等が未整備の状態.....	18
2. 地域生活支援拠点等の届出を事業所が市町村に提出した状態	18
3. 拠点コーディネーターが配置された状態.....	19
III. 緊急事態に備えた相談と緊急事態が起きたときの対応	20
1. 緊急事態に備えた相談と緊急事態が起きたときの対応の例	20
2. 緊急事態の相談・対応を拠点コーディネーターが一手に引き受けている状態.....	20
3. 緊急事態対応を障害福祉サービス事業者で行える連携づくりの状態	21
4. 障害福祉サービス未利用者の生活を行政が把握し拠点コーディネーターと連携する状態	22

5. サービスの支給決定を受けていない障害者等に対する対応.....	22
6. 緊急事態の対応に特別な配慮が必要な人の事前把握.....	23
(1) 医療的ケアが必要な人の把握.....	23
(2) 強度行動障害の状態にある人の把握.....	23
7. 緊急事態への対応の工夫.....	24
(1) 緊急事態の共通相談受付票.....	24
(2) 緊急事態の利用に係るフローチャートの作成.....	26
(3) 個別の「緊急事態・災害時対応プラン」の活用.....	28
(4) 空室確保のための工夫.....	28
(5) メーリングリストによる拠点関係機関の空き状況の把握.....	31
IV. 地域移行の推進.....	32
1. 入所施設・精神科病院等からの地域移行の連絡待ちの状態.....	32
2. (自立支援)協議会の地域移行部会等を基盤とした連携の状態.....	33
3. 施設入所者に対する地域移行の意向把握.....	34
4. 精神科病院に長期入院している人の退院意向の把握.....	36
5. 療養介護病棟からの地域移行.....	37
6. 家族と同居した生活やグループホームから独立した生活への移行支援.....	37
7. グループホームからの一人暮らし等意向の把握.....	39
8. 家族が介護を担っている在宅障害者等に対する、現在及び将来の暮らし計画の作成.....	39
9. 施設入所待機者の把握とグループホーム等利用意向の把握.....	39
10. ピアサポーターと相談支援事業所との連携促進.....	40
11. 障害に応じた専門機関との連携.....	40
V. 連携会議の開催と市町村、拠点関係機関等との連携.....	41
VI. 複数法人で拠点を担う場合の指揮命令の整理.....	42
VII. 障害福祉計画の目標達成と地域生活支援拠点等の活用.....	47
IX. 専門的人材の確保・養成等.....	48
X. 「地域生活支援拠点等の運用状況の検証及び検討」の実施.....	48
地域生活支援拠点等・ネットワーク運営推進事業の実施について.....	50
地域生活支援拠点等の整備の推進及び機能強化について.....	54

序章 何のために地域生活支援拠点等に取り組むのか

1. 障害者総合支援法の目的と基本理念

障害者総合支援法の第一条には、法の目的として「障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い」「障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与する」ことが記されています。

また、法第一条の二には、法の基本理念として、障害者及び障害児の支援は、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである」という理念のもと、「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」こと、「全ての障害者及び障害児が可能な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられることにより社会参加の機会が確保されること」「どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと」「障害者及び障害児にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資すること」を旨として、総合的かつ計画的に行わなければならないと記されています。

(1) 基本的人権の尊重

「基本的人権の尊重」は憲法の三大原理のひとつです。自由権、社会権、参政権等から構成される基本的人権の中心にあるのは自由権であり、人は他者の自由を侵害しない限り自由に生きていいという権利です。「享有」とは、「生まれながらにして持っている」という意味で、障害者及び障害児を含むすべての国民が、生まれながらにして自由に生きる権利を有しており、社会権に基づく障害福祉サービスがその自由を支え、かけがえない個人として尊重されることが記されています。

(2) 共生社会の実現

「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」とは、障害があってもなくても、ともに育ち、ともに遊び、ともに学び、ともに働き、ともに生活することができる社会を実現することです。障害児・者専用のサービスを利用することは、ときに共生社会の実現と相反する状態を作り出してしまふことがあります。例えば、保育園・幼稚園と児童発達支援、地域の学校と特別支援学校、放課後児童クラブと放課後等デイサービス、一般就労と就労継続支援、住宅やアパートとグループホーム・入所施設など。一気に解決することは難しくても、これらの相反した状態から、どのようにして共生社会を実現するのかを粘り強く考えることが必要です。

(3) 差別の解消

障害者に対する差別は、「障害を理由とした不当な差別的取り扱い」と「合理的配慮の不提供」とされます。特に合理的配慮の提供については特別なことではなく、障害のない人は、既に合理的配慮を受けていることを認識することが必要です。例えば、講演会に手話通訳がつくのは、聞こえない人で手話がコミュニケーション手段の人に対する合理的配慮ですが、マイクとスピーカーによって講師の話を拡声して聞こえやすいようにしているのは、聞こえる人で手話が分からない人に対する合理的配慮です。点字や音声ガイドは目が見えない人への合理的配慮ですが、夜、暗い部屋に電気をつけて明るくしているのは、目が見える人に対する合理的配慮です。障害のない人にとって当たり前のことを、障害のある人にも当たり前になるように、差別の解消に向けて取り組んでいくことが必要です。

2. 障害者権利条約と地域生活支援拠点等

国際条約は、日本国憲法と国内法の間中に位置します。障害者権利条約第 19 条「自立した生活及び地域社会への包容」は、地域生活支援拠点等と関連が深い条項です。同条では、障害者が地域社会で生活する平等の権利を有すること、居住地を選択し、どこで誰と生活するかを選択する機会を有し、特定の生活施設で生活する義務を負わないこと、地域社会における生活及び包容を支援し、地域社会からの孤立及び隔離を防止するために必要な地域社会支援サービスを利用する機会を有することなどを条約の締約国に求めています。

条約に基づいて国連に設置されている障害者権利委員会は、2023年9月に日本国内の条約の履行状況の審査を行い、日本政府に総括所見を示しました。その中で、条約第19条に関して、「障害者を居住施設に入居させるための予算の割当を、地域社会で自立して生活するための整備や支援に再配分し、障害者等の施設入所を終わらせるために迅速な措置をとること」「期限の定めのない入院を終わらせるため、精神科病院に入院している精神障害者の同意を確保し、自立した生活を促進すること」「障害者がどこで誰と生活するかを選択する機会を確保し、グループホームを含む特定の生活施設で生活する義務を負わず、自分の生活について選択及び管理すること」を可能にすることなどの勧告を受けました。

障害者総合支援法、障害者権利条約の目的や基本理念を実現するために、地域生活支援拠点等に取り組むことが求められます。

3. 地域生活支援拠点等コーディネーターの配置状況等アンケート調査の結果

本ガイドブックの作成にあたり、市町村における、地域生活支援拠点等コーディネーターの配置状況、役割と業務内容、課題、基幹相談支援センターとの役割分担について実態を把握することを目的に、全国の拠点整備済み市区町村(令和4年4月1日現在)1,048ヶ所の障害保健福祉担当部局担当者を対象とした自治体アンケート調査及び拠点に配置される拠点コーディネーターを対象とした拠点コーディネーターアンケート調査を実施しました。

自治体は拠点の業務として緊急時対応及び緊急時への備えに力点を置いていることが推定されましたが、具体的な拠点コーディネーター業務は自治体間で差が認められました。地域移行・地域定着に関わって拠点コーディネーターへの期待が低い自治体は7割を超え、地域移行・地域定着に関わる拠点コーディネーターの業務実態に影響していることが推測されました。

地域生活支援拠点等と基幹相談支援センターの関係は、基幹相談支援センターや委託の市町村相談支援事業と関連させて拠点コーディネーターを配置する自治体がかなりの割合であった一方、約3割の自治体では「地域生活支援拠点等の相談機能を基幹相談支援センター以外の機関に位置付けている」としていました。

過半数の自治体で地域生活支援拠点等に関わる自治体での議論や連絡調整が不足していることが推察されました。拠点コーディネーターの配置は地域生活支援拠点等の運用の良好さに影響を及ぼすこと、拠点コーディネーターを配置することにより地域生活支援拠点等を運営するための基盤が形成され、地域生活支援拠点等の運営を具体的な業務レベルで検討することが可能となることが示唆されました。

詳しくは、令和5年度厚生労働科学研究報告書をご参照ください。

4. 拠点コーディネーターと基幹相談支援センターとの連携・協働好事例調査

令和5年度厚生労働科学研究では、地域生活支援拠点等コーディネーターの好事例を収集・分析し、その具体的な業務を明らかにすることを目的としてヒアリング調査を行いました。その結果から、具体的実践を地域生活支援拠点等好事例集として取りまとめましたので、併せてご参照いただけたらと思います。

(※「地域生活支援拠点等におけるコーディネーターに求められる役割や業務等の明確化のための研究」)

I. 地域生活支援拠点等の機能と拠点コーディネーターの役割

1. 障害者総合支援法の改正と地域生活支援拠点等

2022年12月の障害者総合支援法改正により、地域生活支援拠点等が法律に位置づけられました。厚生労働省の法律改正の概要資料には、障害者等の地域生活の支援体制の充実として「障害者が安心して地域生活を送れるよう、地域の相談支援の中核的役割を担う基幹相談支援センター及び緊急事態の対応や施設等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等の整備を市町村の努力義務とする」と書かれています。基幹相談支援センターと地域生活支援拠点等が、市町村の障害者等の地域生活支援体制の要となること、地域生活支援拠点等が施設等からの地域移行の推進を担う役割として位置づけられていることが示されています。

地域で安心して生活するため地域移行を進め、望まない入所を生まないように地域生活支援拠点等が役割を果たすためには、地域生活支援拠点等コーディネーター（以下、「拠点コーディネーター」とします）の配置が極めて重要となります。また、市町村が障害福祉計画の目標を達成するために、地域生活支援拠点等をどのように活用するのかという意思が重要となります。

2. 地域における連携体制の構築

厚生労働省が示してきた機関相談支援センターと地域生活支援拠点の概念図にも変更が加えられました。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

（市町村の地域生活支援事業）

第七十七条3 市町村は、第一項各号に掲げる事業のほか、地域において生活する障害者等及び地域における生活に移行することを希望する障害者等（以下この項において「地域生活障害者等」という。）につき、地域において安心して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにするため、次に掲げる事業を行うよう努めるものとする。

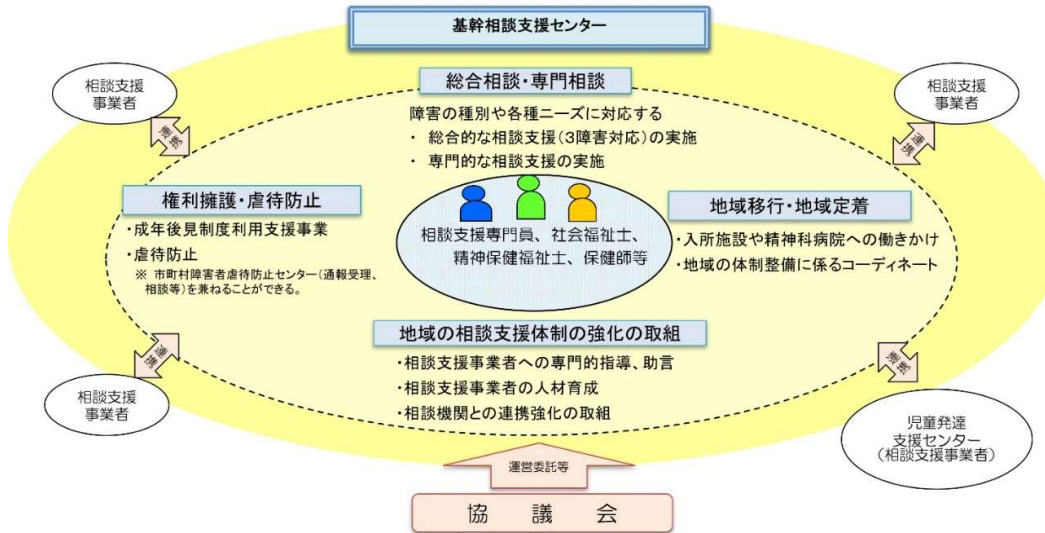
一 障害の特性に起因して生じる緊急の事態その他の主務省令で定める事態に対処し、又は当該事態に備えるため、地域生活障害者等、障害児（地域生活障害者等に該当するものに限る。次号において同じ。）の保護者又は地域生活障害者等の介護を行う者からの相談に応じるとともに、地域生活障害者等を支援するための体制の確保その他の必要な措置について、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関、次条第一項に規定する基幹相談支援センターその他の関係機関（次号及び次項において「関係機関」という。）との連携及び調整を行い、又はこれに併せて当該事態が生じたときにおける宿泊場所の一時的な提供その他の必要な支援を行う事業

二 関係機関と協力して、地域生活障害者等に対し、地域における自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービスの利用の体験又は居宅における自立した日常生活若しくは社会生活の体験の機会を提供するとともに、これに伴う地域生活障害者等、障害児の保護者又は地域生活障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、併せて関係機関との連携及び調整を行う事業

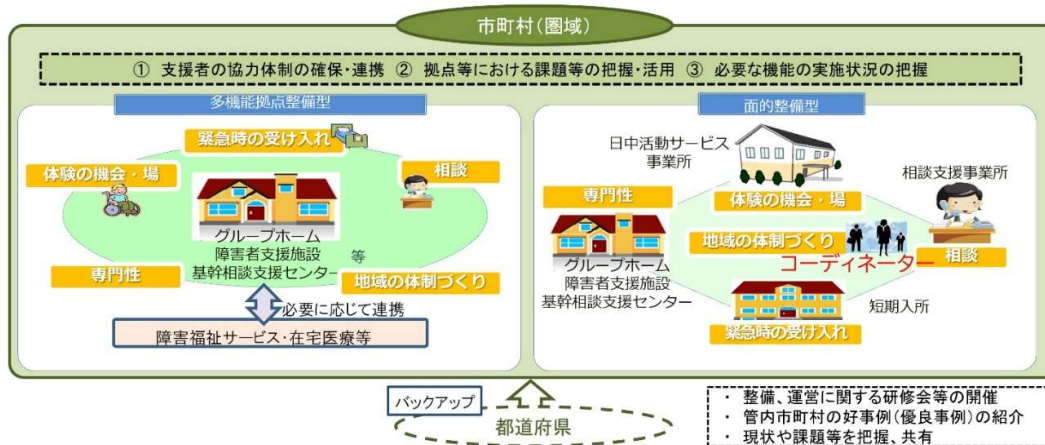
三 前二号に掲げる事業のほか、障害者等の保健又は福祉に関する専門的知識及び技術を有する人材の育成及び確保その他の地域生活障害者等が地域において安心して自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業

4 市町村は、前項各号に掲げる事業を実施する場合には、これらの事業を効果的に実施するために、地域生活支援拠点等（これらの事業を実施するために必要な機能を有する拠点又は複数の関係機関が相互の有機的な連携の下でこれらの事業を実施する体制をいう。）を整備するものとする。

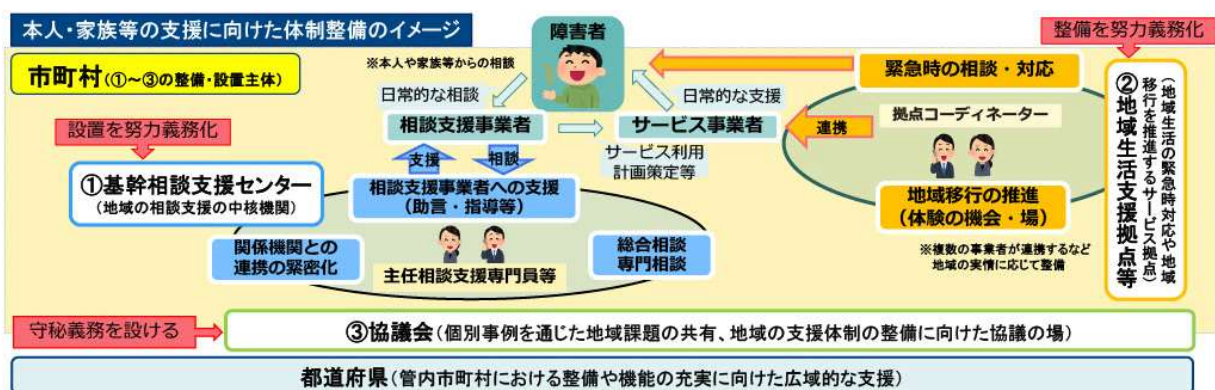
(図表1) 従来の機関相談支援センターと協議会の概念図



(図表2) 従来の地域生活支援拠点等の概念図



(図表3) 法改正後に示された、基幹相談支援センターと地域生活支援拠点等、協議会の連携概念図

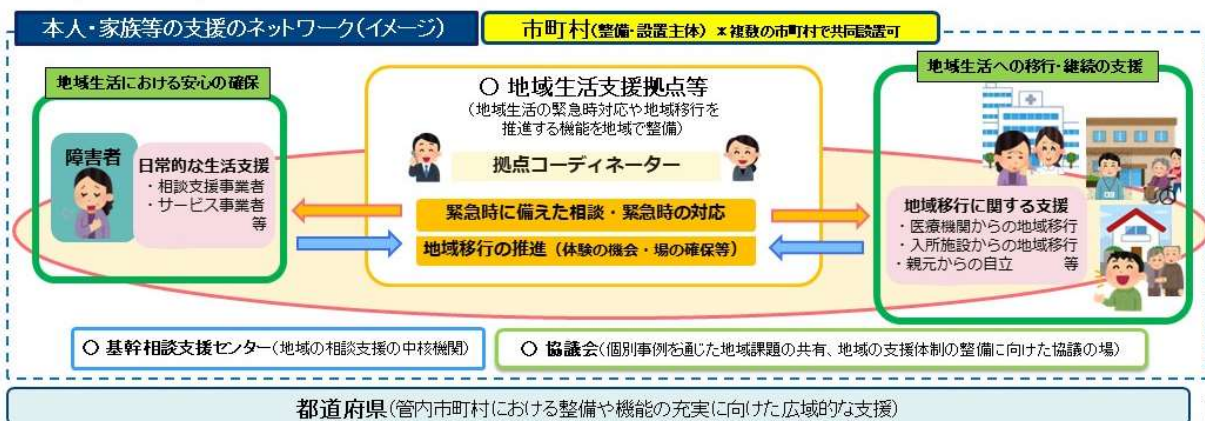


(図表 4)第 40 回 障害福祉サービス報酬改定検討チーム(令和 5 年 10 月 23 日)資料

障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、緊急時の対応や施設や病院等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等については、令和 6 年度から障害者総合支援法に位置付けられるとともに、その整備に関する市町村の努力義務が設けられた。

- 【地域生活支援拠点等が担うべき機能（改正後の障害者総合支援法第 77 条第 3 項）】
- ① 居宅で生活する障害者等の、障害の特性に起因して生じる緊急の事態における対処や緊急の事態に備えるための相談に応じること、支援体制の確保のための連携や調整。緊急時における宿泊場所の一時的な提供等の受入体制の確保
 - ② 入所施設や病院、親元からの地域移行に向けた、一人暮らしやグループホーム等の体験利用の機会の提供や、その為の相談や情報提供、関係機関との連携・調整等
 - ③ 障害者の地域生活を支える専門的人材の確保・育成等

- 市町村は、特に、既存のサービス・体制のみでは対応が難しく、市町村が中心となって有機的な連携体制の構築も含め対応が必要となる、地域における生活への移行及び継続を希望する障害者等に対して、上記の機能を整備する。
- 都道府県は、管内市町村における整備や機能の充実にに向けた広域的な見地からの助言、その他の援助を行う。



従来の概念図と法改正後の概念図の特徴として、次をあげることができます。

- ・基幹相談支援センターに位置づけられていた「地域移行・地域定着」が、地域生活支援拠点等に位置づけられ「地域移行の推進(体験の機会・場)」として明記されたこと(図表 3・4)。
 - ・基幹相談支援センターは、日常的な相談を担う相談支援事業者、地域生活支援拠点等は日常的な支援を担うサービス事業者との連携が役割として強調されたこと(図表 3)。
 - ・協議会を通じて、基幹相談支援センターと地域生活支援拠点等による地域の支援体制整備に向けて協議を行っていくこと(図表 3・4)。
 - ・市町村の地域生活支援体制整備の要として、基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等、協議会が示されていること(図表 3・4)。
 - ・地域生活支援拠点等の連携の要として、拠点コーディネーターの配置が強調されたこと(図表 3・4)。
- これらを踏まえて、拠点コーディネーターは地域における連携体制の構築を行っていくことになります。

地域生活支援拠点等の機能は、法改正後、「地域生活の緊急事態対応や地域移行を推進する機能を地域で整備」とした上で、

- ① 居宅で生活する障害者等の、障害の特性に起因して生じる緊急の事態における対処や緊急の事態に備えるための相談に応じること、支援体制の確保のための連携や調整。緊急事態における宿泊場所の一時的な提供等の受入
- ② 入所施設や病院、親元からの地域移行に向けた、一人暮らしやグループホーム等の体験利用の機会の提供や、その為の相談や情報提供、関係機関との連携・調整等
- ③ 障害者の地域生活を支える専門的人材の確保・育成等

と示されました。

また、拠点コーディネーターの役割として「緊急事態に備えた相談・緊急事態の対応」「地域移行の推進(体験の機会・場の確保等)」が示されています。

3. 地域生活支援拠点等の整備推進・機能強化と用語について

2024(令和6)年4月1日から障害者総合支援法に地域生活支援拠点等を位置づけたことに伴い、同年の障害福祉サービス等報酬改定において、厚生労働省では「地域生活支援拠点等・ネットワーク運営推進事業の実施について」(P.46 参考資料3)、「地域生活支援拠点等の整備推進及び機能強化について」(P.50 参考資料4)という2つの通知を発出し、地域生活支援拠点等の整備の推進及び機能の強化に関する対応を示しました。通知では、地域生活支援拠点等に関する用語が示されました。

本ガイドブックでは、2つの通知で示された用語を基本に、以下の用語を使うこととします。

(1) 拠点コーディネーター

拠点関係機関から構成されるネットワークの運営や機能の充実等の総合調整を図り、情報連携等を担う地域生活支援拠点に配属されたコーディネーター。

(2) 拠点機能強化サービス

地域生活支援拠点等機能強化加算において、計画相談支援及び障害児相談支援(機能強化型基本報酬(I)又は(II)を算定する場合に限る。)と自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援の全てのサービスの総称。

(3) 拠点機能強化事業所

地域生活支援拠点等機能強化加算において、市町村が拠点コーディネーターを配置する地域生活支援拠点等として位置づけている事業所。

(4) 拠点事業所(※)

本ガイドブックでは、障害福祉サービス事業所等が、運営規定に定めた上で市町村に地域生活支援拠点等の届出を行い、市町村から地域生活支援拠点等の事業所として認められた事業所を、「拠点関係機関」と区別するために「拠点事業所」と呼ぶこととします(※)。

(5) 拠点関係機関

地域生活支援拠点等と連携して、障害者等が地域で安心して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように支援する指定障害福祉サービス事業者等、医療機関、基幹相談支援センターなどの関係機関。

(6) 連携担当者

拠点事業所と拠点関係機関との間で平時から情報連携を整えるため、拠点事業所に連携担当者を1名以上配置する。それにより、報酬改定で新設された緊急事態受入加算や、地域生活支援拠点等の既存の加算を算定する要件となる(ただし、連携担当者は事業所に置くべき人員に加えて配置する必要はなく、市町村や拠点関係機関等との情報連携を担う担当者を明確化しておくことで足りる)。

(7) 地域生活障害者等

地域で生活する障害者等(障害者及び障害児)及び地域生活に移行することを希望する障害者等。

(8) 緊急事態

障害の特性に起因して生じた緊急の事態や地域生活障害者等の介護を行う人の障害、疾病等のため障害のある本人への支援が見込めない事態等。

(9) 動機付け支援

障害者支援施設の地域移行等意向確認担当者や精神科病院の退院後生活環境相談員等と連携して、入所・入院中の対象者の意向確認し、必要に応じて面接・外出同行支援・体験宿泊支援・ピアサポート活動の活用等を行う支援。

4. 地域生活支援拠点等の整備推進・機能強化と財政措置について

拠点等コーディネーターの配置や、拠点等の整備、運営のための財政措置としては、これまで「地域生活支援事業等の実施」(平成18年8月1日障発第0801002号)にある市町村の任意事業である「地域移行のための安心生活支援」の活用が推奨されてきました。

2024(令和6)年度障害福祉サービス等報酬改定では、地域生活支援拠点等の機能強化に係る加算の創設や、地域生活支援事業において地域生活支援拠点等の整備促進及び機能の充実・強化を推進するための新たな補助が創設されました。これらの新たな財政措置を活用しながら、地域生活支援拠点等の機能の充実・強化を図っていくことが期待されます(P.50 参考資料4)。

なお、拠点コーディネーターの配置に要する人件費等に関する地域生活支援事業の活用については経過的取扱いが設けられ、障害福祉サービス等報酬による地域生活支援拠点等機能強化加算の算定要件を満たすための実施体制が整備されるまでの間に限り、地域生活支援事業の補助対象となります。

(1) 拠点コーディネーターを配置するための加算の創設

新設された地域生活支援拠点等機能強化加算は、拠点コーディネーターの配置を評価するもので、以下の全ての要件を満たす場合に加算が算定されるものとなっています。

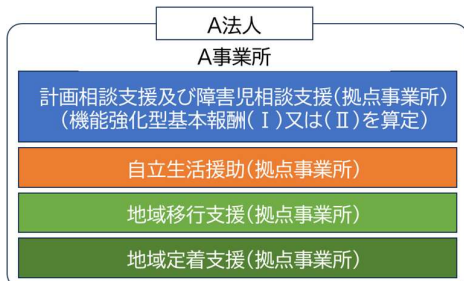
1) 事業所の要件

- ① ・計画相談支援及び障害児相談支援(機能強化型基本報酬(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定する場合に限る)

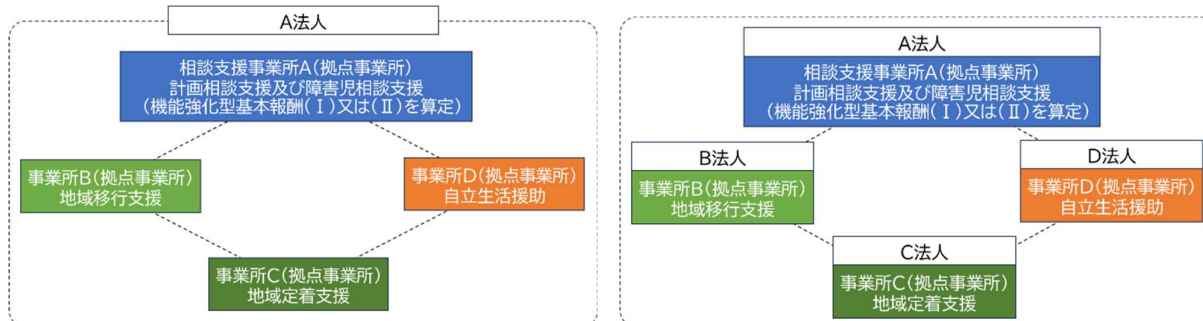
- ・自立生活援助、地域移行支援、地域定着支援

の全てのサービス(拠点機能強化サービス)を同一の事業所で一体的に運営しているか、地域生活支援拠点等のネットワークにおいて相互に連携して運営していること。

【同一の事業所で一体的に運営】



【地域生活支援拠点等のネットワークにおいて相互に連携して運営】



機能強化型サービス利用支援費

支援困難ケースへの積極的な対応を行うほか、専門性の高い人材を確保し、質の高いマネジメントを実施している事業所を評価し、地域全体のマネジメントの質の向上に資することを目的としています。

報酬の対象となる事業所は、公正中立性を確保し、サービス提供主体からも実質的に独立した事業所であること、常勤かつ専従の相談支援専門員が配置され、どのような支援困難ケースでも適切に支援できる体制が整備されており、市町村や基幹相談支援センター等との連携体制が確保されていることなどを要件とし、協議会との連携や参画が強く望まれます。

単独の事業所で体制を整える他、複数の事業所が協働して体制の確保や質の向上に向けた取組をすること、人員配置要件や24時間の連絡体制確保要件については、地域生活支援拠点等を構成する複数の指定特定相談支援事業所全体で人員配置や連絡体制が確保されていることをもって要件を満たすこととされています。

(参考)「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」(障発 0331 第 16 号)

https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenko/syofuku/files/20230403_housyu_kaisei_zenbun.pdf

- ② 当該事業所(相互に連携して運営している場合には、いずれかの事業所)か、当該事業所以外の
- ③ 基幹相談支援センター等の拠点関係機関に拠点コーディネーターを常勤専従で1人以上配置していること。
- ④ 当該事業所を市町村が地域生活支援拠点等として位置づけていること。

2) 拠点コーディネーターの専従

拠点コーディネーターは、拠点関係機関から構成されるネットワークの運営や機能の充実等の総合調整を図り、情報連携等を担い、効果的な支援の連携体制を構築するための業務に専ら従事する必要があることから、原則として、拠点機能強化事業所等における他の職務に従事してはならないこととされています。ただし、緊急事態における支援や地域移行等に係る支援など、拠点コーディネーターが自ら支援を提供することについて市町村が特に必要と認めた場合には、拠点機能強化事業所の他の職務に従事することができることとなっています。

3) 拠点コーディネーターの要件と業務

障害者総合支援法の地域生活支援事業(市町村任意事業)で創設された「地域生活支援拠点等・ネットワーク運営推進事業実施要綱」の「拠点コーディネート事業」で、拠点コーディネーターの要件と業務が次のように示されました(P.45・46 参考資料2・3)。

(イ) 拠点コーディネーターの要件等

以下のいずれかの要件を満たすものとして市町村長が認めた者を指定特定相談支援事業所その他の拠点関係機関に配置するものとする。

- ① 協議会(法第 89 条の3第1項に規定する協議会をいう。以下同じ。)への参画又は運営の実績など、地域における相談支援体制や障害福祉サービス提供体制の構築等について、一定の知識及び経験を

有する者

- ② 障害者等に対する相談支援や地域移行に係る支援等に相当期間従事するなど、地域生活障害者等への支援について、一定の知識及び経験を有する者
- ③ その他社会福祉士など障害者支援に関する一定の知識及び経験を有する者

(ウ)拠点コーディネーターの業務

地域生活支援拠点等としての機能を果たすため、整備の主体である市町村とともに、地域の支援ニーズの把握や社会資源の活用、効果的な支援体制を構築するため、地域の実情に応じて、拠点関係機関との連携の上で、以下の業務を行うものとする。

- ① 基幹相談支援センターや相談支援事業所等、地域の相談支援体制を構築し、緊急事態の支援が見込めない世帯の事前に把握、登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態や地域生活障害者等の介護を行う者の障害、疾病等のため、当該地域生活障害者等に対し、当該地域生活障害者等の介護を行う者による支援が見込めない事態等(以下単に「緊急事態」という。)に必要なサービスのコーディネートや相談等の支援
- ② 短期入所事業所や通所事業所等の地域の指定障害福祉サービス事業所等との連携体制を構築し、常時の緊急受入体制等を確保した上で、緊急事態における受入れの調整や医療機関への連絡等の対応
- ③ 一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者、障害者支援施設や精神科病院等との連携体制を構築し、障害者支援施設における地域移行等意向確認担当者及び精神科病院における退院後生活環境相談員等との情報共有を含め、地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援に係る調整
- ④ イに掲げる事業の運営その他地域生活支援拠点等の機能を果たすために必要な役割

4)加算の算定

地域生活支援拠点等機能強化加算は、地域生活支援拠点等に配置された拠点コーディネーター1人当たり、1月につき 100 回を上限として算定できることとされています。ただし、この上限については、拠点機能強化事業所の単位における全ての拠点機能強化サービスの算定回数の合計であるため、相互に連携して運営する拠点機能強化事業所については、1月に1回以上の頻度で、拠点コーディネーター及び拠点機能強化事業所の従業者が参加する連携会議において、事前に毎月の算定回数を目安を共有しておくこととされています。

【加算の算定パターン】の例】

- ① 1つの法人が拠点機能強化事業のすべてを行い、加算を算定するパターン

拠点機能強化事業所	
A 法人	拠点コーディネーター配置
	計画相談支援及び障害児相談支援(拠点事業所) (機能強化型基本報酬(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定)
	自立生活援助(拠点事業所)
	地域移行支援(拠点事業所)
	地域定着支援(拠点事業所)

例:加算を1月につき
1事業所で100回算定

② 複数の法人が拠点機能強化事業を相互に連携して運営し、1つの法人が加算を算定するパターン

③

拠点機能強化事業所	
A法人	拠点コーディネーター配置
	自立生活援助(拠点事業所) 加算月40件
	地域移行支援(拠点事業所) 加算月30件
B法人	地域定着支援(拠点事業所) 加算月30件
	計画相談支援及び障害児相談支援(拠点事業所) (機能強化型基本報酬(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定) 加算月0件

例:加算を1月につき
合計 100 回算定

④ 複数の法人が拠点機能強化事業を相互に連携して運営し、複数の法人が加算を算定するパターン

拠点機能強化事業所	
A法人	拠点コーディネーター配置
	計画相談支援及び障害児相談支援(拠点事業所) (機能強化型基本報酬(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定) 加算月50件
B法人	自立生活援助(拠点事業所) 加算月20件
	地域移行支援(拠点事業所) 加算月10件
	地域定着支援(拠点事業所) 加算月20件

加算分の支払い

例:加算を1月につき
複数事業所で合計 100 回算定

5)加算の算定に関する市町村の関与

- ・市町村は、特に、相互に連携して拠点機能強化事業所を運営する場合や、拠点機能強化事業所以外の拠点関係機関に拠点コーディネーターを配置する場合には、地域生活支援拠点等機能強化加算が拠点コーディネーターの person 費、旅費、通信費等の経費に充当されることを想定しているため、拠点関係機関等とともに拠点コーディネーターの役割の確認や人員配置体制、費用負担の検討等を行うこととされています。
- ・市町村は、拠点コーディネーターの配置事業所等の選定に当たっては、単に事業所からの自薦を承認するのではなく、拠点関係機関から構成されるネットワークの運営や機能の充実等の総合調整を図り、情報連携等を担い、効果的な支援の連携体制を構築するための業務を適切に実施できると認められる事業所の選定や拠点コーディネーターの配置、拠点関係機関間の分担等に積極的に関与することとされています。

6)拠点機能強化事業所の責務

- ・拠点機能強化事業所は、地域生活支援拠点等機能強化加算分の自立支援給付費については、地域生活支援拠点等機能強化加算は拠点コーディネーターの person 費等に充当することから、他の費目に充当することなく、市町村の関与の下、適切に精算することとされています。
- ・拠点機能強化事業所は、障害福祉サービス等を利用していない対象者への計画相談支援・障害児相談支援の提供や、すでに計画相談支援又は障害児相談支援を利用しているが、更に緊急事態において特別な支援計画を必要とする者への支援、障害者支援施設や精神科病院に入所・入院中の者への地域移行支援や精神科病院に入退院を繰り返している者、強度行動障害や高次脳機能障害を有する者への自立生活援助や地域定着支援の提供等、障害特性に応じた高い専門性を必要とする対象者への支援を拠点コーディネーターや市町村から求められた際には、地域の関係機関と連携し、積極的に支援を提供することに努めることとされています。

7) 連携会議の開催等について

拠点機能強化事業所は、1月に1回以上の頻度で、拠点コーディネーター及び拠点機能強化事業所の従業者が参加する連携会議を開催し、

- ・地域生活支援拠点等機能強化加算の算定状況の共有
- ・地域生活支援拠点等における機能の整備状況
- ・支援において明らかになった地域課題の抽出及び共有
- ・その他地域生活支援拠点等の機能強化を推進するために必要な事項

について協議することとされています。また、その協議内容については、市町村の職員出席や書面の提出等の方法により、市町村と共有することとされています。

これらに加えて、拠点機能強化事業所は、市町村と連携し、地域生活支援拠点等の機能を担う拠点事業所等の情報連携の担当者等とともに、地域生活支援拠点等の支援例の共有やその過程で把握した地域の課題の抽出及びその解決方法等について定期的に協議すること、地域生活支援拠点等の機能の整備状況についても、地域の関係者と共有を図ることとされています。

なお、連携会議は、新たな会議の設置に代えて、市町村で実施している(自立支援)協議会等の場を活用する方法でも差し支えないとされています。

(2) 緊急事態受入加算等

報酬改定により新設された緊急事態受入加算については、拠点関係機関との連携担当者を1名以上配置することにより、平時からの情報連携を整えた通所系サービス事業所において、緊急事態の際に、日中の支援に引き続き夜間の支援の実施を評価するものです。

これに加え、地域生活支援拠点等の既存の加算についても、拠点関係機関との連携担当者を1名以上配置することが新たに要件として設けられました(計画相談支援及び障害児相談支援を除く)。

なお、連携担当者は事業所に置くべき人員に加えて配置する必要はなく、市町村や拠点関係機関等との情報連携を担う担当者を明確化しておくことで足りるものです。

(3) 短期入所における加算

報酬改定により、指定短期入所事業所又は共生型短期入所事業所が地域生活支援拠点等である場合の加算について、拠点関係機関との連携担当者を1名以上配置し、医療的ケア児者、重症心身障害児者又は行動関連項目合計点数が10点以上である者(障害児にあっては、こども家庭庁長官が定める児童等(厚生労働省告示第270号)の第1号の7に規定する強度行動障害判定基準表の点数の合計が20点以上であると市町村が認めた障害児)を支援した場合には200単位を加算することとなりました。

(4) 地域移行促進加算(Ⅱ)

報酬改定により新設された地域移行促進加算(Ⅱ)については、地域生活支援拠点等に位置付けられた指定障害者支援施設において、地域移行に向けた動機付け支援として、共同生活援助事業所の見学や事業所内での食事の体験、地域活動への参加等を行った場合に評価するものです。

(5) 地域生活支援拠点等・ネットワーク運営推進事業(地域生活支援事業(市町村任意事業))

地域生活支援拠点等におけるネットワークの運営や機能の充実を図るため、緊急事態に備えるための相談支援や地域移行に向けた働きかけ並びに福祉等に関する専門的知識及び技術を有する人材の育成及び確保、地域の関係機関の連携体制を構築することを目的としています。

事業の内容については実施要綱を参照してください(P.45・46 参考資料2・3)。

(6) 障害福祉サービス事業所等を地域生活支援拠点等に位置付ける際の手順

市町村が障害福祉サービス事業所等を地域生活支援拠点等に位置付けるに当たっては、以下の手順を経ることを基本とし、単に事業所から地域生活支援拠点等であることを運営規程に規定する旨の届出があったことのみをもって加算を算定することは認められません。

1) 事前協議

地域生活支援拠点等の整備主体である市町村と当該事業所の管理者等を含む関係者との間で、以下の項目等について事前に協議し、加算を活用した整備の方向性を共有します。

- ・ 地域生活支援拠点等の整備状況の確認と整備促進における課題等
 - ・ 実際に支援を行う場合の連携方法等
 - ・ 整備状況の公表に係る周知方法等
- さらに、拠点機能強化事業所の場合には、
- ・ 拠点コーディネーターの業務と役割、配置人数等
 - ・ 拠点コーディネーターを担う人材及び加算算定事業所の確認、特に複数の事業所が相互に連携して運営する場合には、それぞれの事業所の算定回数の目安及び拠点コーディネーターの人件費等の負担割合等
 - ・ 連携会議の開催方法等

その他の地域生活支援拠点等に係る加算の届出に際しては、拠点関係機関との連携担当者(計画相談支援及び障害児相談支援を除く)についても事前協議を行います。

2) 市町村への届出

事前協議により市町村との合意形成が図られた障害福祉サービス事業者等については、都道府県知事に対する加算の届出に先立ち、市町村に対して、地域生活支援拠点等の機能を担うこと及びそれに係る加算を算定するために必要な届出を行います(「機能強化型(継続)サービス利用支援費・機能強化型(継続)障害児支援利用援助費に関する届出書」または、同届出書(複数の指定特定(障害児)相談支援事業所により一体的に管理運営を行う場合)参照)。

機能強化型(継続)サービス利用支援費・機能強化型(継続)障害児支援利用援助費に関する届出書

1 事業所名	
2 異動区分	1 新規 2 変更 3 終了
3 届出項目	1 機能強化型(継続)サービス利用支援費(I) 2 (II) 3 (III) 4 (IV) ※1

※1 機能強化型(継続)障害児支援利用援助費についても同様。

<p>① 常勤かつ専任の相談支援専門員を配置している。</p> <p>相談支援専門員の配置状況</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>相談支援専門員</td> <td>常勤専従</td> <td>人</td> <td>常勤兼務</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>上記のうち現任研修修了者</td> <td>常勤専従</td> <td>人</td> <td>常勤兼務</td> <td>人</td> </tr> </table> <p>※2 常勤専従者の兼務については、業務に支障のない範囲とする。</p>	相談支援専門員	常勤専従	人	常勤兼務	人	上記のうち現任研修修了者	常勤専従	人	常勤兼務	人	有・無
相談支援専門員	常勤専従	人	常勤兼務	人							
上記のうち現任研修修了者	常勤専従	人	常勤兼務	人							
<p>①-a 特別地域であり、かつ、従業員の確保が著しく困難と市町村長が認める地域に所在し、他事業所における現任研修を修了した相談支援専門員による助言指導の体制が確保されている。</p> <p>※3 「有」の場合、①について現任研修修了者が配置されていなくても差し支えない。</p>	有・無										
② 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的開催している。	有・無										
③ 24時間常時連絡できる体制を整備している。	有・無										
④ 当該指定特定(障害児)相談支援事業所の新規に採用した全ての相談支援専門員に対し、現任研修を修了した相談支援専門員の同行による研修を実施している。	有・無										
⑤ 基幹相談支援センター等からの支援困難ケースが紹介された場合に、当該ケースを受託する体制を整備している。	有・無										
⑥ 基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加している。	有・無										
⑦ 協議会に参画し、協議会の構成機関等の連携の緊密化を図るために必要な取組を実施している。	有・無										
⑧ 基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化の取組に参画している。 (令和9年3月31日までの間において、市町村が基幹相談支援センターを設置していない場合は、地域の相談支援の中核機関が行う地域の相談支援体制の強化の取組に参画している。)	有・無										
⑨ 1人の相談支援専門員の取扱件数(前6月平均)が40件未満である。	有・無										

※4 各要件を満たす場合については、それぞれ根拠となる(要件を満たすことがわかる)書類も提出してください。(例:勤務形態一覧表、会議録、各種取組に関する記録等)

※5 令和7年3月31日までに限り、⑦、⑧については、令和6年3月31日時点において機能強化型(継続)サービス利用支援費(I)～(IV)を算定している事業所は「無」の場合も算定可能であること。

(審査要領)

- ・機能強化型(継続)サービス利用支援費(I)・(II)については、①、②～⑨(⑦、⑧については※5参照)がすべて有の場合算定可。
- ・機能強化型(継続)サービス利用支援費(III)については、①、②、④～⑨(⑦、⑧については※5参照)がすべて有の場合算定可。
- ・機能強化型(継続)サービス利用支援費(IV)については、①、②、④～⑥、⑨がすべて有の場合算定可。

機能強化型(継続)サービス利用支援費・機能強化型(継続)障害児支援利用援助費に係る届出書
(複数の指定特定(障害児)相談支援事業所により一体的に管理運営を行う場合)

1 事業所名	
2 異動区分	1 新規 2 変更 3 終了
3 届出項目	1 機能強化型(継続)サービス利用支援費(Ⅰ) 2 (Ⅱ) 3 (Ⅲ) ※1

※1 機能強化型(継続)障害児支援利用援助費についても同様。

<p>① 常勤かつ専任の相談支援専門員を配置している。</p> <p>相談支援専門員の配置状況(合計)</p> <table border="1"> <tr> <td>相談支援専門員</td> <td>常勤専従</td> <td>人</td> <td>常勤兼務</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>上記のうち現任研修修了者</td> <td>常勤専従</td> <td>人</td> <td>常勤兼務</td> <td>人</td> </tr> </table> <p>それぞれの事業所における相談支援専門員の配置状況</p> <p>(1) 事業所名 (当該事業所)</p> <table border="1"> <tr> <td>相談支援専門員</td> <td>常勤専従</td> <td>人</td> <td>常勤兼務</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>上記のうち現任研修修了者</td> <td>常勤専従</td> <td>人</td> <td>常勤兼務</td> <td>人</td> </tr> </table> <p>(2) 事業所名 (他の事業所)</p> <table border="1"> <tr> <td>相談支援専門員</td> <td>常勤専従</td> <td>人</td> <td>常勤兼務</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>上記のうち現任研修修了者</td> <td>常勤専従</td> <td>人</td> <td>常勤兼務</td> <td>人</td> </tr> </table> <p>※2 常勤専従者の兼務については、業務に支障のない範囲とする。 ※3 記載欄が不足する場合は適宜欄を追加すること(別紙可)</p>	相談支援専門員	常勤専従	人	常勤兼務	人	上記のうち現任研修修了者	常勤専従	人	常勤兼務	人	相談支援専門員	常勤専従	人	常勤兼務	人	上記のうち現任研修修了者	常勤専従	人	常勤兼務	人	相談支援専門員	常勤専従	人	常勤兼務	人	上記のうち現任研修修了者	常勤専従	人	常勤兼務	人	有・無
相談支援専門員	常勤専従	人	常勤兼務	人																											
上記のうち現任研修修了者	常勤専従	人	常勤兼務	人																											
相談支援専門員	常勤専従	人	常勤兼務	人																											
上記のうち現任研修修了者	常勤専従	人	常勤兼務	人																											
相談支援専門員	常勤専従	人	常勤兼務	人																											
上記のうち現任研修修了者	常勤専従	人	常勤兼務	人																											
<p>①-a 特別地域であり、かつ、従業者の確保が著しく困難と市町村長が認める地域に所在し、他事業所における現任研修を修了した相談支援専門員による助言指導の体制が確保されている。</p> <p>※4 「有」の場合、①について現任研修修了者が配置されていなくても差し支えない。</p>	有・無																														
②-a 協働体制を確保する事業所間において、協定を締結している。	有・無																														
②-b 協働体制の要件を満たしているかについて、事業所間において定期的(月1回)に確認が実施されている。	有・無																														
②-c 原則、全職員が参加するケース共有会議、事例検討会を月2回以上共同開催している。	有・無																														
③ 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催している。	有・無																														
④ 協働体制を確保する事業所間において24時間常時連絡できる体制を整備している。	有・無																														
⑤ 当該指定特定(障害児)相談支援事業所の新規に採用した全ての相談支援専門員に対し、現任研修を修了した相談支援専門員の同行による研修を実施している。	有・無																														
⑥ 基幹相談支援センター等からの支援困難ケースが紹介された場合に、当該ケースを受託する体制を整備している。	有・無																														
⑦ 基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加している。	有・無																														
⑧ 協議会に参画し、協議会の構成機関等の連携の緊密化を図るために必要な取組を実施している。	有・無																														
⑨ 基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化の取組に参画している。 (令和9年3月31日までの間において、市町村が基幹相談支援センターを設置していない場合は、地域の相談支援の中核機関が行う地域の相談支援体制の強化の取組に参画している。)	有・無																														
⑩ 運営規程において、地域生活支援拠点等であることを市町村により位置付けられていることを定めている。	有・無																														
⑪ 地域生活支援拠点等を構成する関係機関(拠点関係機関)との連携体制を確保するとともに、協議会に定期的に参画している。 (令和9年3月31日までの間において、市町村が地域生活支援拠点等を整備していない場合は、拠点関係機関との連携体制を確保することに代えて、緊急の事態等への対処及び地域における生活に移行するための活動に関する取組に協力することで足りる。) ※5 ⑩、⑪についてはいずれかが「有」であれば要件を満たすものである。	有・無																														
⑫ 1人の相談支援専門員の取扱件数(前6月平均)がそれぞれ40件未満である。	有・無																														

※6 各要件を満たす場合については、それぞれ根拠となる(要件を満たすことがわかる)書類も提出してください。

(例:勤務形態一覧表、会議録、各種取組に関する記録等)

※7 令和7年3月31日までに限り、⑧、⑨については、令和6年3月31日時点において機能強化型(継続)サービス利用支援費(Ⅰ)～(Ⅳ)を算定している事業所は「無」の場合も算定可能であること。

(審査要領)

- ・機能強化型(継続)サービス利用支援費(Ⅰ)・(Ⅱ)については、①、②～⑨、⑫(⑧、⑨については※7参照)がすべて有の場合であって、⑩、⑪のいずれかが有の場合に算定可。
- ・機能強化型(継続)サービス利用支援費(Ⅲ)については、①、②(a～c)、③、⑤～⑨、⑫(⑧、⑨については※7参照)がすべて有の場合であって、⑩、⑪のいずれかが有の場合に算定可。

3)市町村からの通知

市町村は提出された届出書を確認し、内容に不備等がない場合には、当該事業所を地域生活支援拠点等に位置付けた旨の通知を行います。

(7) 都道府県の役割

障害者総合支援法の改正により、都道府県については、市町村の地域生活支援拠点等の整備推進等に関する広域的な見地からの援助を行うよう努めるものとされました。管内市町村の地域生活支援拠点等の整備状況や機能の状況を継続的に把握するとともに、未整備市町村(とりわけ人口規模の小さい市町村)への整備の働きかけや管内市町村と現状や課題の共有を図るなどにより、地域生活支援拠点等の整備や機能の充実に向けた積極的な役割が期待されます。

例えば、都道府県において地域生活支援拠点等の整備及び運営に関する研修会等を開催し、管内市町村における好事例(優良事例)の紹介や、課題等を把握し、共有するなど後方的かつ継続的な支援を図るなどの対応について検討します。

なお、令和6年度予算において、「都道府県による基幹相談支援センター・地域生活支援拠点等整備推進事業」が創設されました。アドバイザーの配置・派遣等による市町村への地域生活支援拠点等の整備や運営に関する助言や、実態把握及び分析、連絡会等の開催に係る事業を補助の対象としています。

令和5年度障害者総合福祉推進事業で行われた「市町村や都道府県における地域生活支援拠点等の整備や機能の充実に係る調査研究」の報告書も参考として示されています。

(「市町村や都道府県における地域生活支援拠点等の整備や機能の充実に係る調査研究」PwC コンサルティング合同会社)

<https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/track-record/welfare-promotion-business2024.html>

(8) 都道府県による基幹相談支援センター・地域生活支援拠点等整備推進事業

2024(令和6)年度予算において、アドバイザーの配置・派遣等による市町村への地域生活支援拠点等の整備や運営に関する助言や、実態把握及び分析、連絡会等の開催に係る事業を対象とした補助事業です(P.45 参考資料1)。

(9) 地域生活支援拠点等・ネットワーク運営推進事業

市町村地域生活支援事業(任意事業)で、地域生活支援拠点等におけるネットワークの運営や機能の充実を図るため、緊急事態に備えるための相談支援や地域移行に向けた働きかけ並びに福祉等に関する専門的知識及び技術を有する人材の育成及び確保、地域の関係機関の連携体制を構築することを目的とする事業です(P.45・46 参考資料2・3)。

II. 地域生活支援拠点等の整備から拠点コーディネーター配置まで

地域生活支援拠点等の整備から拠点コーディネーターの配置までのプロセスを考えてみます。

1. 地域生活支援拠点等が未整備の状態

地域生活支援拠点等が未整備の状態とは、市町村にある障害福祉サービス事業所や相談支援事業所が、それぞれの運営規程に「地域生活支援拠点等の各種機能を担う事業所として規定し、そのことを市町村に届け出た上で、市町村が当該事業所を拠点等として認める手続き」が行われていない状態を指します。

この状態で止まっている要因で考えられるのは、①市町村が地域生活支援拠点等の整備に向けた働きかけを障害福祉サービス事業所や相談支援事業所に対して行っていない場合、②市町村が地域生活支援拠点等の整備に向けて、障害福祉サービス事業所や相談支援事業所に対して働きかけを行っているにも関わらず、障害福祉サービス事業所や相談支援事業所がそれに対応して運営規程に地域生活支援拠点等の機能を担う事業所として規定せず、市町村にも届け出を行わない場合のどちらかと思われます。

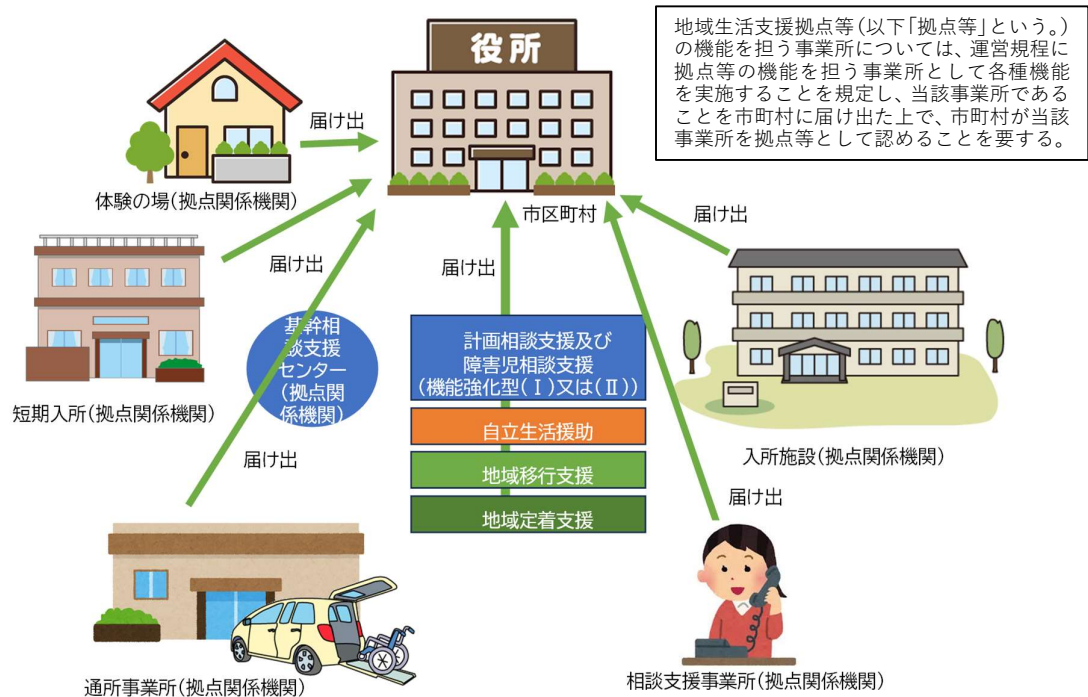
みなさんの市町村が、地域生活支援拠点等が未整備の状態であった場合は、その要因を明らかにし、市町村に整備促進を働きかけるか、事業所に運営規程に定めた上で市町村に届け出をすることを働きかけることが必要です。



2. 地域生活支援拠点等の届出を事業所が市町村に提出した状態

地域生活支援拠点等の機能を担う事業所については、運営規程に拠点等の機能を担う事業所として各種機能を実施することを規定し、当該事業所であることを市町村に届け出た上で、市町村が当該事業所を拠点等として認めることが必要です。形式的な地域生活支援拠点等の設置の状態といえるでしょう。この状態では、拠点コーディネーターが配置されていないため、地域生活支援拠点等としては機能していないか、基幹相談支援センターが拠点コーディネーターの役割を結果として担っている状態です。

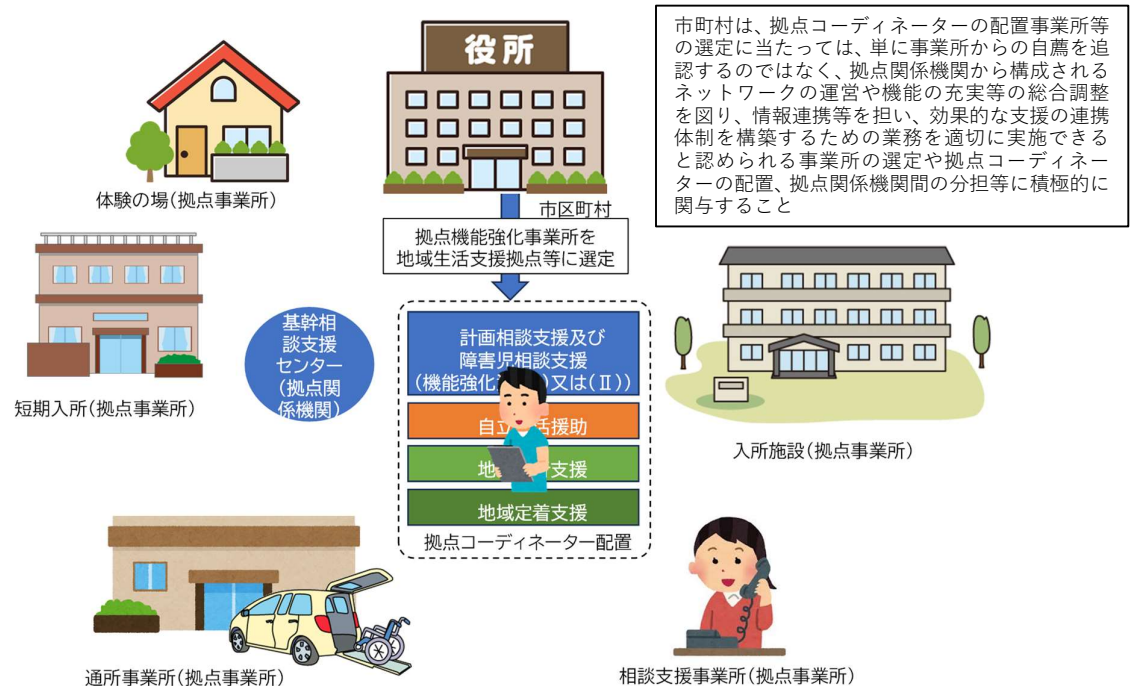
「(6) 障害福祉サービス事業所等を地域生活支援拠点等に位置付ける際の手順(P. 14)」にあるように拠点機能強化事業所を選定し、拠点コーディネーターを配置することが課題となります。



3. 拠点コーディネーターが配置された状態

「(6) 障害福祉サービス事業所等を地域生活支援拠点等に位置付ける際の手順(P.14 参照)」を経て、拠点コーディネーターが配置された状態です。地域生活支援拠点等の実質的なスタートラインに立った状態といえるでしょう。地域生活支援拠点等に拠点コーディネーターが配置された後は、拠点コーディネーターの成長に応じて、地域生活支援拠点等の機能が発展していきます。

次からは、地域生活支援拠点等の担う大きな2つの機能、「緊急事態の相談・対応」と「地域移行の推進」について、その展開をみていくことにします。



Ⅲ. 緊急事態に備えた相談と緊急事態が起きたときの対応

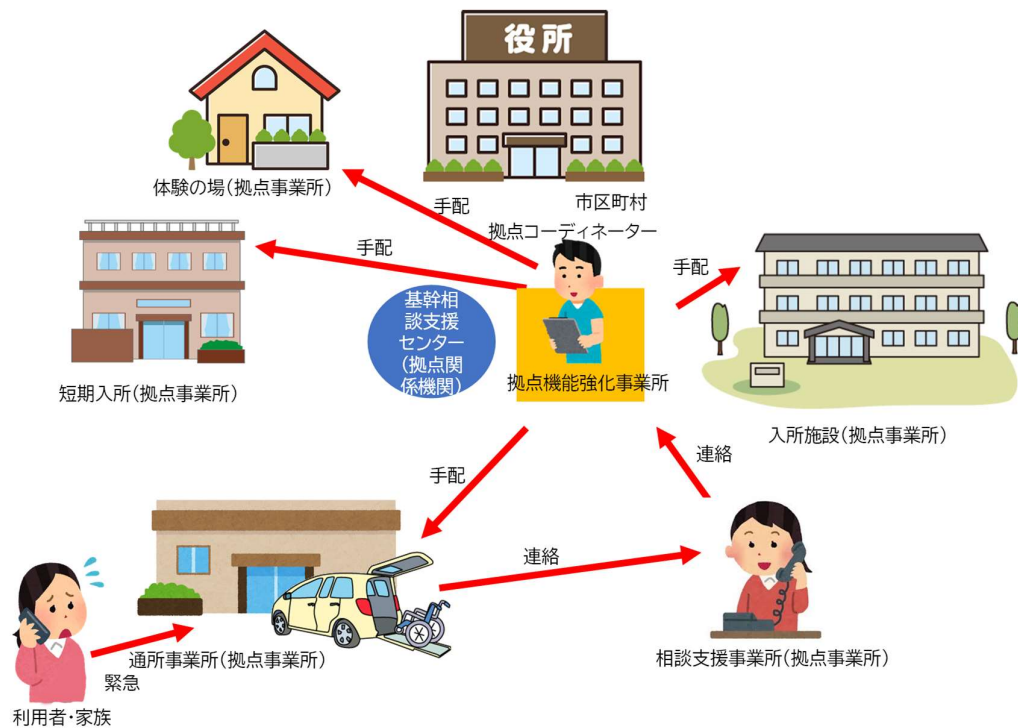
1. 緊急事態に備えた相談と緊急事態が起きたときの対応の例

「緊急事態」とは「障害の特性に起因して生じた緊急の事態や地域生活障害者等の介護を行う人の障害、疾病等のため障害のある本人の支援が見込めない事態等」とされています。緊急事態の相談・対応には、次のような場合が考えられます。

- (1) 障害のある人と同居しているご家族が、病気や事故、急用等で障害のある人の支援や介護が一時的あるいは継続的にできない状況になった時の急場の対応が必要な場合。
- (2) 障害のある人が、パニックなどによる自傷・他害・大声を上げ続けるなどの症状により、同居しているご家族ではご本人の対応が困難な状態になった場合。
- (3) DV や虐待等により、障害のある人が家庭以外の場に避難・保護する必要がある場合。
- (4) 施設やグループホームを飛び出したため、居場所を確保する必要がある場合。
- (5) 火災等により自宅で生活することができなくなり、避難する必要がある場合。
- (6) 居所不明の障害のある人が保護され、一時的な居所の提供を依頼された場合。
- (7) その他、緊急事態の相談・対応が必要な場合。

2. 緊急事態の相談・対応を拠点コーディネーターが一手に引き受けている状態

市町村が、地域生活支援拠点等に拠点コーディネーターを配置し、緊急事態の相談を拠点コーディネーターが一手に引き受けて、対応のために受け入れ先の事業所を探す。これが、最も分かりやすい緊急事態の拠点コーディネーターの役割ではないかと思えます。拠点コーディネーターが、緊急事態対応の調整を直接行うことは、拠点コーディネーター自身にとっても、「やった」という実感があり、対応モデルとしてもシンプルなのではないかと思えます。しかし、この状態に留まってしまうと、複数の事案が重複した場合や頻回に発生した場合に対応に時間がかかってしまったり、拠点コーディネーター自身が疲弊してしまったりすることが考えられます。



3. 緊急事態対応を障害福祉サービス事業者で行える連携づくりの状態

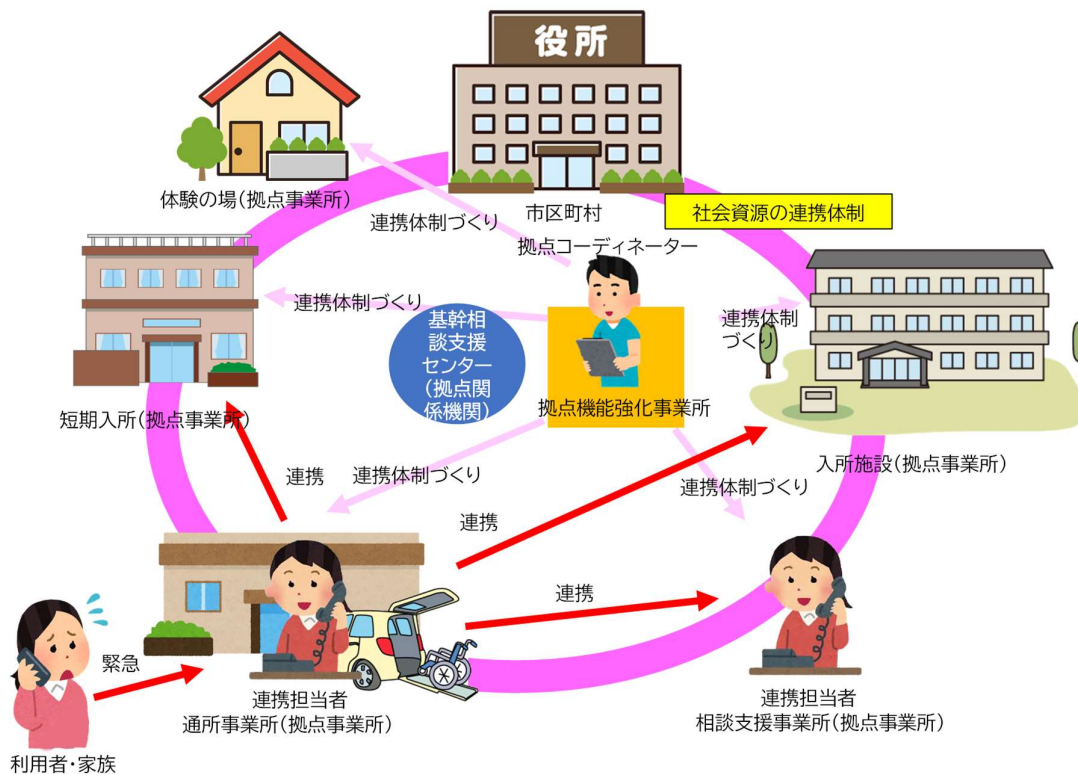
障害福祉サービスの利用者の生活状況や日々の情報は、生活介護や就労継続支援 B 型などの通所系事業所、居宅介護や行動援護などの訪問系事業所の職員が日常的に把握しており、利用者や家族との信頼関係も築いています。緊急事態が起きた場合も、利用者やご家族は、まず障害福祉サービス事業所に相談・連絡することが自然ではないかと思えます。

障害福祉サービス事業の利用者の緊急事態への対応は、障害福祉サービス事業所と担当の相談支援専門員によって、例えば主に介護している家族の入院や、火災・災害等の事態を想定した上で、家庭に駆けつける担当者や、その後利用する短期入所、居宅介護等の事業所を具体的に決めて緊急事態への対応プランとして作成しておくことが可能です。その上で、実際に緊急事態が生じた場合、利用者や家族から、信頼関係ができていた障害福祉サービス事業者や相談支援専門員に連絡が入った場合、緊急事態への対応プランに基づいて利用者、家族への支援をスムーズに行うことができます。

この状態の拠点コーディネーターの役割は、緊急事態にその都度直接対応することだけではなく、障害福祉サービス事業の利用者に対する緊急事態への対応プランを、障害福祉サービス事業所、相談支援専門員が中心となって作成することを促進することにあります。また、作成した緊急事態への対応プランが実際に緊急事態が起きた場合に機能するかを「予行演習」を通じて実際に検証することを進めます。

拠点コーディネーターが地域の障害のある人の緊急事態に常時直接対応する役割から、緊急事態に対応する後方支援の役割にシフトすることにより、緊急事態が発生した場合も、迅速・適切に対応することができるようになり、地域生活支援拠点等にとっての「緊急事態」を予防することにもつながります。

拠点コーディネーターと拠点事業所、拠点関係機関、市町村との間で平時からスムーズな情報連携を行うために、拠点事業所に連携担当者を配置することが有効です。連携担当者を配置することは、報酬改定で新設された緊急事態受入加算(P.13 参照)や、地域生活支援拠点等の既存の加算を算定する要件にもなっています。

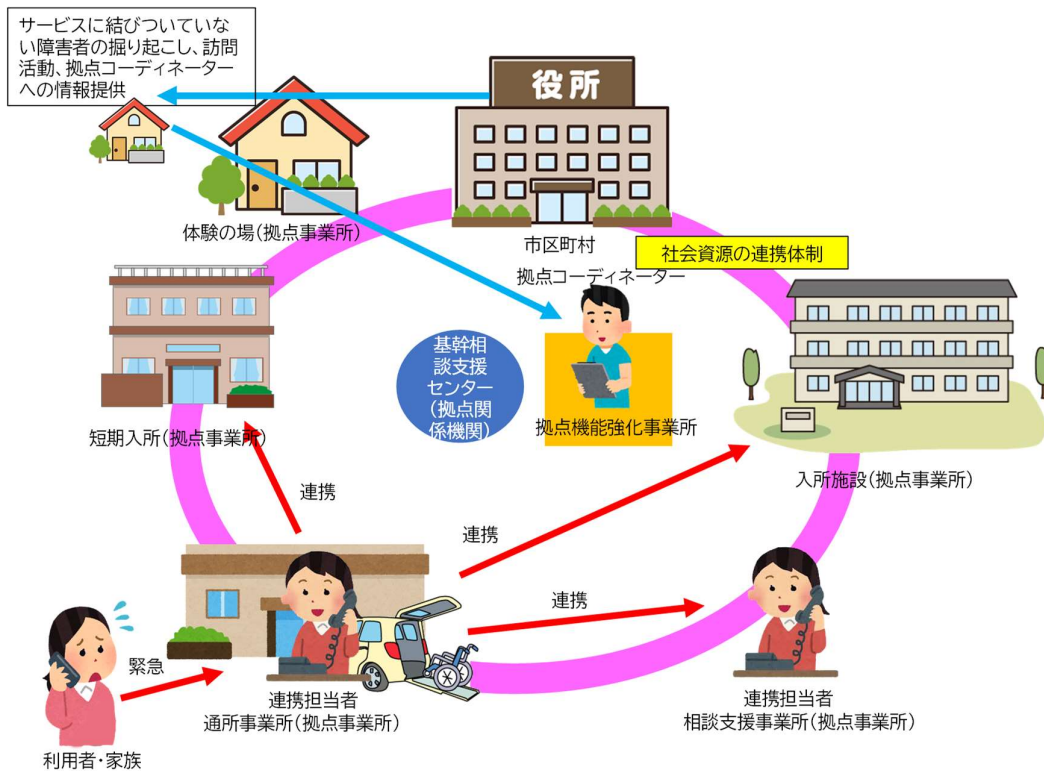


4. 障害福祉サービス未利用者の生活を行政が把握し拠点コーディネーターと連携する状態

障害福祉サービス事業所の利用者に対する緊急事態が想定に基づいて行えるようになったとしても、障害福祉サービス事業所につながらない障害者の緊急事態への対応が課題として残ります。ただし、障害福祉サービスを利用していない障害者の情報は、市町村しか把握できない場合がほとんどです。

拠点コーディネーターを民間法人に委託している場合でも、個人情報保護の観点からそれを共有することにも制約があります。また、この度の報酬改定で、コーディネーターの人件費の財源が、地域生活支援事業から障害福祉サービス報酬の加算となったことで、行政からの委託事業ではなく、障害福祉サービス事業所が事業として行形になったことで、委託事業よりも行政との情報共有が難しくなってしまうことが危惧されます。地域生活支援拠点等と行政との連携は重要な要素ですので、委託事業と同様の情報共有が可能になるような対応を、行政と拠点コーディネーター、拠点機能強化事業所との間で検討することが必要です。

その上で、拠点コーディネーターは、市町村の担当課と協働して、障害福祉サービスを利用していない障害者と家族の生活実態を把握することが役割になります。市町村が、障害福祉サービスを利用していない障害者と家族をリストアップし、家庭訪問などを通じて把握した情報を地域生活支援拠点等と共有することについて、障害者と家族から同意を得られた場合は共有してもらい、それが難しい場合は、市町村において訪問などを通じて生活状況の把握を続けてもらい、実際に緊急事態が生じた場合、拠点コーディネーターにつなげてもらうことについて、認識の共有を図ります。



5. サービスの支給決定を受けていない障害者等に対する対応

障害福祉サービス未利用者の緊急事態への対応を行う際、障害福祉サービスの支給決定を受けていないため、契約による障害福祉サービスの利用ができないという課題があります。介護保険制度では、暫定支給決定という仕組みがあるため、要介護認定を受けていない要介護高齢者でも、先行して介護保険サービスを受けた

後で要介護認定を受け、緊急でサービスを受けた時点に遡って介護保険制度の対象としてサービス利用ができます。

障害者総合支援法には暫定支給決定という仕組みがありませんが、特例介護給付費、特例訓練等給付費、特例地域相談支援給付費等を活用して、緊急やむを得ない障害福祉サービス等の利用に対応することができますので、市町村と地域生活支援拠点等、拠点関係機関で対応について共有しておくことが重要です(『介護給付費等に係る支給決定事務等について(事務処理要領)最終改正 令和6年3月』より)。

また、やむを得ない事由により措置(身体障害者福祉法第18条第1項・第2項、知的障害者福祉法第15条の4・第16条第1項第2号、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第9条第2項)を行うことが必要となる場合も想定し、平時から準備しておくことも必要になります。

6. 緊急事態の対応に特別な配慮が必要な人の事前把握

緊急事態に特別な配慮が必要な人に対しては、事前の生活状況の把握をし、緊急事態の訪問系サービスの対応方法や短期入所の受入れ先等について、より丁寧に検討し、調整し、必要に応じて平時の体験利用をしておくことが求められます。緊急事態の特別な配慮が必要な人として、医療的ケアが必要な人及び強度行動障害の状態にある人を挙げることができます。

(1) 医療的ケアが必要な人の把握

「医療的ケアが必要な人」とは、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア(気管切開部の管理、人工呼吸器の管理、吸引、在宅酸素療法、胃瘻・腸瘻・胃管からの経管栄養、中心静脈栄養等の医療行為)を受けることが不可欠な人を指します。これらの人に対するケアは、喀痰吸引研修を修了した福祉職等や看護師などの医療職が行う必要があること、災害等による電源喪失の場合に電源を確保する必要があること等により、緊急事態の対応に特別な配慮が必要となります。

医療的ケアが必要な人は、市町村の障害福祉関係課や保健センターが把握している場合が多いです。また、災害対策基本法に基づき、市町村に義務付けられている避難行動要支援者名簿の作成の中で把握されている場合があります。また、避難行動要支援者に対しては個別避難計画の作成が努力義務化されていますので、災害時の緊急事態対応は、個別避難計画と関連付けて行うことで重複を避けることができます。

(2) 強度行動障害の状態にある人の把握

強度行動障害とは、自傷、他害、こだわり、もの壊し、睡眠の乱れ、異食、多動など本人や周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている「状態」とされています。強度行動障害にはさまざまな状態像が含まれていますが、強い自傷や他害、破壊などの激しい行動を示すのは重度・最重度の知的障害を伴う自閉スペクトラム症の方が多く、自閉スペクトラム症と強度行動障害は関連性が高いと言われています。強度行動障害の状態は、障害者総合支援法の上では行動援護や重度障害者支援加算の対象と言い換えることができます。これらの制度の対象になるのは、障害支援区分3または4以上で、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上(障害児にあってはこれに相当する支援の度合い)とされています。

障害支援区分や行動関連項目の合計点数のデータは、障害支援区分の認定を受けている人については市町村が保有していますので把握が可能です。これらのデータは、個別の利用者に紐付いていますので、市町村が直接これらの人たちの生活状況を把握する他、市町村から本人を担当する相談支援専門員や障害福祉サービス事業所に情報提供し、生活状況の把握を指示することも可能です。その情報を、本人・家族からの同意に基づいて拠点等コーディネーターと共有し、緊急事態の対応の準備をすることができます(図表5)。

(図表 5) 人口 9 万人の自治体が把握した行動関連項目の合計点数別人数の例

	10点	11点	12点	13点	14点	15点	16点	17点	18点	19点	20点	21点	22点	合計
施設入所数	4	3	1	4	2	4	5	3	3	4	2	4	2	41
在宅数	19	14	6	7	8	8	3	4	3	1	4	3	2	82
合計	23	17	7	11	10	12	8	7	6	5	6	7	4	123

7. 緊急事態への対応の工夫

緊急事態のコーディネートや相談支援等を行う場合、障害のある本人や家族の状況、緊急事態の要因などに応じた個別対応が必要とされます。各地の地域生活支援拠点等では、緊急事態への対応について、様々な工夫を行っています。

(1) 緊急事態の共通相談受付票

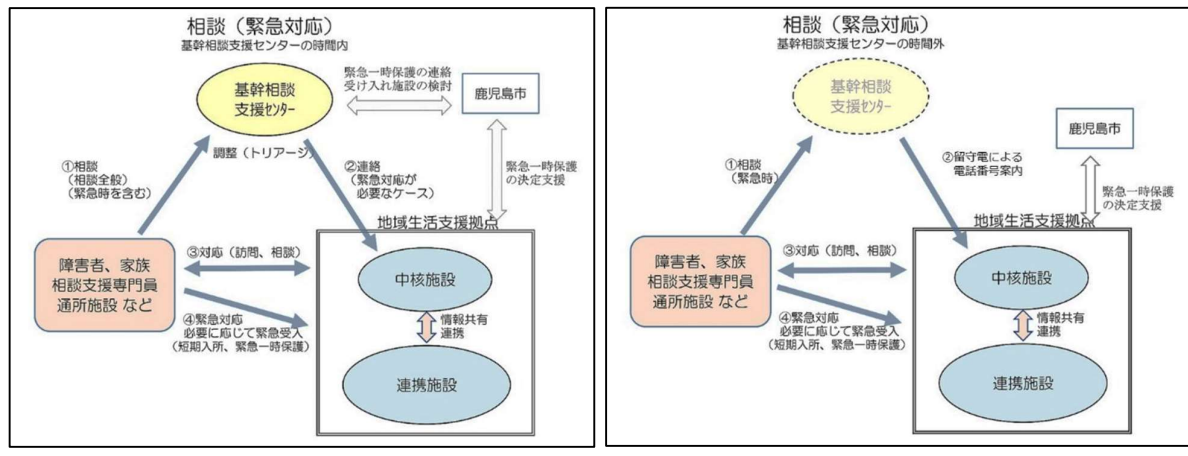
地域生活支援拠点等が緊急事態の連絡を受けるとき、必ずしも拠点コーディネーターがその連絡を直接受けるとは限りません。鹿児島市にある「地域生活支援拠点ゆうかり」では、短期入所、グループホーム、生活介護、ホームヘルパー派遣事業が一体となった多機能拠点整備型の建物にある宿直室で、複数の法人が連携してローテーションを組み、夜間の緊急事態の電話相談を受ける体制を整え、共通の相談受付票を作成して使っています。どの法人の職員が連絡を受けても同じ情報を聞き取ることができるように工夫がされています(図表 6)。

【コラム 1】 多機能拠点型的整備モデル(鹿児島県鹿児島市)

「地域生活支援拠点ゆうかり」では、緊急時の相談及び対応先として、安心コールセンターを設置した(24 時間、365 日対応)。緊急時の受け入れ先としてグループホームに併設した短期入所 4 床(うち 1 床を空床補償)を確保している。

地域生活支援拠点等の運営に市内にある複数の法人が連携協定法人として協力し、多機能拠点である「地域生活支援拠点ゆうかり」に設置した安心コールセンターの夜間の宿直業務、緊急時受け入れで空きがない場合等、8つの連携施設に依頼し受け入れる体制を整備している。緊急時の連絡先は 10 時から 18 時は基幹相談支援センターが対応し、それ以外の時間帯は地域生活支援拠点等の連絡先の番号が流れる仕組みとなっている。

24 時間 365 日、基幹相談支援センターの相談員、連携協定法人の相談支援専門員や管理者クラスが持ち回りで宿直対応(1 名)し、地域の各法人と協力体制にて相談体制を維持・継続している。夜間の緊急時対応など宿直者一人で判断に迷う際には、市、地域生活支援拠点等コーディネーター、基幹相談支援センター、保健所、その他地域の関係機関と必要に応じ連絡を取れる体制となっている。



(図表 6)地域生活支援拠点ゆうかり(鹿児島市)の相談受付票の例

地域生活支援拠点 (□拠点・□計画相談・□居宅・□SS・□GH・□生活介護) 相談受付票 ver.

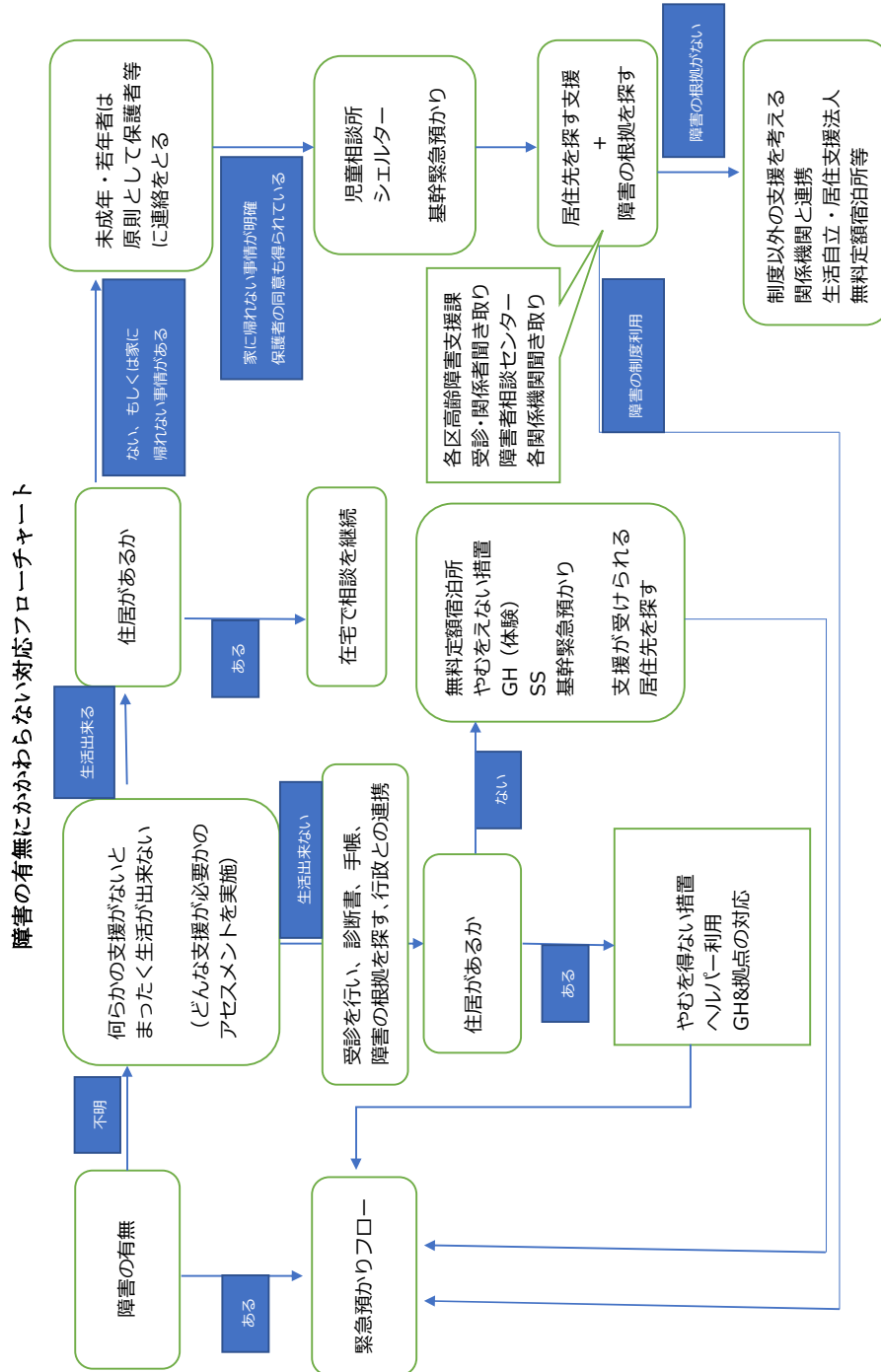
全体区分	□新規子ども・□継続子ども・□新規大人・□継続大人	拠点区分	□緊急対応・□体験及び見学等
相談日時	2023年 月 日 () : ~ :	受付担当者	
受付 No.	【相談・支援・調整方法】 □来所・□訪問・□同行・□電話・□メール・□個別支援会議 □関係機関電話・□関係機関来所・□関係機関訪問・□その他 經由機関		
ふりがな 氏 名	様	性別 (□男・□女・□不明) 年齢 (歳 又は 歳代) (□T・□S・□H 年 月 日)	相談者及び調整相手 続柄 住所 Tel
現住所:	Tel :		
【種 別】※手帳等 (□有 □無 □不明) () □身体 (□肢体 □視覚 □聴覚 □言語 □内部) □知的 □精神 (診断 □有 □無) □発達 (診断 □有 □疑い) □重複 (□身+知 □重症心身 □身+精 □知+精 □身+知+精) □高次脳機能 □難病 □その他 ()			
【主たる支援内容】 □家族等養護 (介助) 者の疾病等による急な不在 □身体機能・行動上の制約から自宅等での生活が困難となった場合 □知的障害における行動障害や情緒不安定等により自傷・他害の恐れのある場合 □精神障害者における精神的不安等に伴う一時的な避難等 □福祉サービスの利用等 □障害や病状の理解 □健康・医療 □不安の解消・情緒安定 □保育・教育 □家族・人間関係 □家計・経済 □生活技術 □就労 □社会参加・余暇活動 □権利擁護・成年後見制度等 □その他 ()			
【主訴等】		【家族構成】年齢・主介護者・他の介護者・インフォーマルサポート等記入	
		【現在受けているサービス】福祉・医療等	
【その他の情報・対応者所見・課題と感ずること等】		【今回対応】 □傾聴 □調整 () □紹介 () □相談支援事業所紹介 □状況確認 □情報共有 □その他 ()	
		【特記事項】	

対応時間帯 : ~ : 合計 時間 分

(2) 緊急事態の利用に係るフローチャートの作成

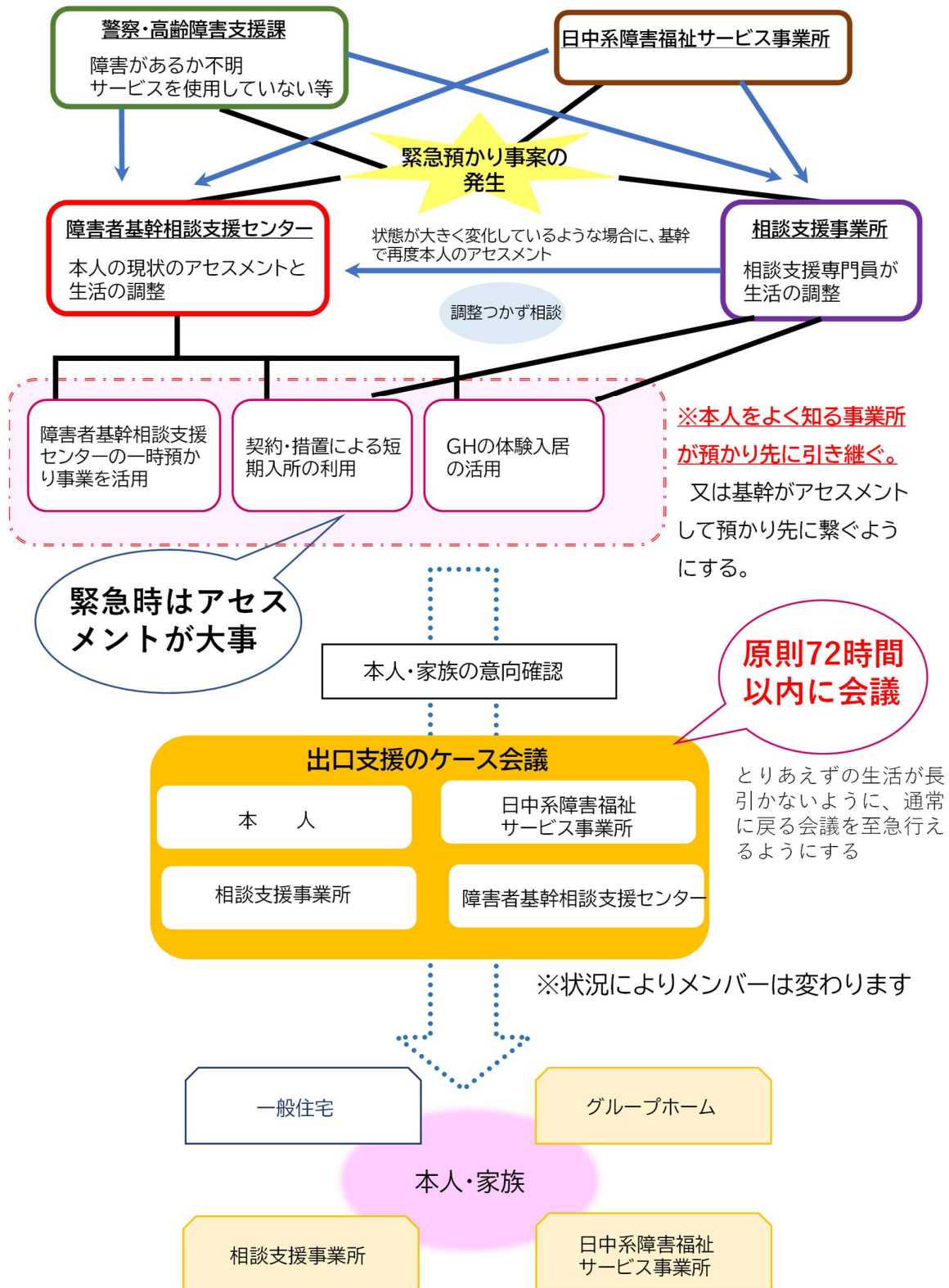
緊急事態の連絡を受けた後、どのように対応するかは臨機応変が求められますが、対応をフローチャートにしておくと、流れが可視化され落ち着いて見落としなく判断することができます。基幹相談支援センターと地域生活支援拠点が一体となって運営されている千葉市基幹相談支援センターでは、「障害の有無にかかわらず対応フローチャート」と「緊急預かりが必要な場合のフロー」を作成して、緊急事態への対応の流れを可視化しています(図表 7・8)。

(図表 7) 千葉市基幹相談支援センター(千葉市)の対応フローチャートの例(1)



(図表 8) 千葉市基幹相談支援センター(千葉市)の対応フローチャートの例(2)

緊急預かりの必要性が生じた場合のフロー



(3) 個別の「緊急事態・災害時対応プラン」の活用

災害対策基本法により、市町村には、災害時の避難行動要支援者の避難行動支援として、避難行動要支援者名簿の作成が義務付けられ、個別避難計画の作成が努力義務とされています。避難行動要支援者とは、障害者、高齢者等、災害時の避難行動に支援が必要な人を指します。医療的ケアが必要な人は、災害時に停電した場合、人工呼吸器等の電源確保や、避難に必要な人員体制、移動手段の確保などを個別避難計画で具体化しておくことが求められます。地域生活支援拠点等において、緊急事態の対応に特別な配慮が必要な人の場合、災害時の個別避難計画が緊急事態においても活用することができます。

愛知県半田市では、(自立支援)協議会の取り組みとして、相談支援専門員がサービス等利用計画作成にあわせて「緊急事態・災害時対応プラン」を作成し、地域生活支援拠点等が対応する緊急事態にも活用する取り組みを進めています(図表 9)。

(4) 空室確保のための工夫

入所施設や精神科病院から地域移行する過程で、一人暮らしを体験する場が必要とされます。また、普段使い慣れている障害福祉サービス事業所や児童の緊急的な宿泊先として障害児通所支援事業所、必要に応じて救護施設などに宿泊することが必要な場合もあります。愛知県半田市では、「半田市障がい者体験的宿泊事業実施要綱」を定め、障害者総合支援法の地域生活支援事業(市町村任意事業)の居室確保事業を活用し、緊急一時的な宿泊や地域での一人暮らしに向けた体験的宿泊を提供するための居室を確保しています。

また、住宅の確保においては、住宅確保要配慮者(低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子供を育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する人)の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進等を図るために、都道府県、市町村に居住支援協議会の設立が進められています。行政、不動産関係団体、居住支援団体等が連携して、住宅確保要配慮者・民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対し、住宅情報の提供等の支援を行っていますので、住宅確保のため連携することが考えられます。

【コラム 2】 緊急にしないための平常時の支援(愛知県半田市)

○緊急時・災害時対応プラン

半田市障がい者相談支援センターは、基幹相談支援センターと市町村障害者相談支援事業を社会福祉協議会で一体的に運営、地域の中核的な相談機関として役割を担っている。

相談支援専門員が、サービス等利用計画作成時にあわせて緊急時・災害時対応プランを作成するように自立支援協議会の相談支援会議で相談支援専門員に説明している。相談支援専門員と家族が緊急時・災害時のことを一緒に考える機会としている。事業所への周知啓発と、緊急になりそうな方の情報を事前に把握し、予防的に関わること(必要な支援につなげる)を目指している。モニタリングを活用し、1年かけて約8割の方がプランを作成した。今後はサービス更新にあわせ個別に見直しをしていく。

○体験的宿泊事業(地域生活支援事業)

精神科病院に入院していた方が地域移行する過程の中、一人暮らしを経験する場が必要であり、地域には同様のニーズがあると捉え、制度化されたものである。体験的宿泊事業は一人暮らしに向けてだけではなく、普段使い慣れている障害福祉サービス事業所での体験的宿泊も可能なだけではなく、救護施設などが登録し、市独自の支給決定ができるよう要綱で定めている点に特徴がある。例えば、児童の緊急時の宿泊先として放課後等デイサービスが活用できるよう、入浴は銭湯でも可等と要綱で定め、事例のニーズにあわせて柔軟に対応し、年間24日支給できる。通所施設で一定の条件を満たせば体験的宿泊もでき、予定外のことがあっても、できるだけ行きなれた場所で生活できるように整備している。

(図表 9)半田市緊急事態・災害時対応プラン(兼個別避難計画)

記入例		半田市緊急時・災害時対応プラン(兼個別避難計画)																					
作成日								2021		年		5		月		20		日		登録番号		-1	
氏名		半田 太郎				性別		男		生年月日				1998/1/30									
住所または居所(施設入所・入院等住所以外に在住の場合)										連絡先													
〒475-0000 半田市岩滑中町1-1										0569-21-1111													
障がい等(等級・部位等) ※避難支援等関係者に主障がいを公開したくない場合はチェック																							
介護認定		●		※主障がいが非公開希望		身体		●		精神		●		療育		●							
等級:要介護		1		等級		1		等級		1		等級		A									
等級:要支援		1		主障がいが		心臓機能障害				統合失調症				ADHD									
氏名											住所												
半田 花子											〒475-0000												
続柄		母				半田市岩滑中町1-1																	
自宅		0569-21-1111		災害時支援の可否		可		否		同居の有無				同居		同居以外の場合							
携帯		090-0000-0000		昼間		●		●		●				市外		●							
FAX		0569-21-1112		夜間		●		●		●				市外		●							
氏名											住所												
半田 二郎											〒455-5555												
続柄		兄				名古屋市瑞穂区																	
自宅		0562-21-2222		災害時支援の可否		可		否		同居の有無				同居		同居以外の場合							
携帯		090-1111-1111		昼間		●		●		●				市外		●							
FAX		0562-21-2222		夜間		●		●		●				市外		●							
利用無		●		相談支援事業所		半田市障がい者相談支援センター				相談員名		相談 花子											
利用中サービス		事業所名				利用中サービス				事業所名													
居宅介護		半田ケア				就労移行支援																	
重度訪問介護		半田ケア				就労継続支援A型・B型				半田サービス													
重度障害者等包括支援						自立訓練(機能訓練)																	
行動支援						自立訓練(生活訓練)																	
同行支援						日中一時支援A型・B型																	
移動支援						生活介護																	
共同生活援助						療養介護																	
施設入所支援						短期入所																	
児童発達支援						放課後等デイサービス																	
居宅訪問型児童発達支援						保育所等訪問支援																	
医療型児童発達支援						体験の宿泊																	
緊急時(自然災害時以外)											緊急時連絡先②												
介護者不在の際のチェックフロー											緊急時連絡先①												
<p>普段自分を介護してくれる同居の家族等がいるか？</p> <p>● いる ○ いない</p> <p>※いる場合は下記のチェックフローを確認</p> <p>同居家族が不在の時に介護をしてくれる人があるか？</p> <p>YES ○ NO ●</p> <p>● 連絡先</p> <p>【氏名】</p> <p>【連絡先】</p> <p>● 介護者の調整が必要か？</p> <p>YES ○ NO ●</p>											<p>● 必要な支援にチェック</p> <p>● 施設への一時入所が必要</p> <p>⇒施設を以前利用したことがある場合</p> <p>【施設名】半田ショート</p> <p>● ヘルパー等居宅での支援が必要</p> <p>【主に支援が必要な内容】</p> <p>● 緊急時に相談する先※相談支援員等</p> <p>【氏名】</p> <p>【連絡先】</p>												
<p>● 現在、短期入所を利用していますか？</p> <p>○ YES</p> <p>● NO</p> <p>⇒受け入れ経験の無い利用者が突然利用することは極めて困難です。事前に利用を行い実績を作っておくことが重要です。相談員に相談してください。</p>																							

避難に関する事項		想定されるリスク		避難先		避難方法	
		風水害	洪水	●	雁宿ホール	徒歩	
高潮	●		車椅子	手動			
土砂災害	●			電動			
※風水害時に想定されるリスク(洪水・高潮・土砂災害)が無いとき ⇒自宅避難も可能です。				ストレッチャー			
地震		想定されるリスク		避難先		その他	
		津波	●	雁宿ホール			
		土砂災害 ※風水害該当時、地震も該当	●				
※地震時に想定されるリスク(津波・土砂災害)が無いとき ⇒自宅避難も可能です。							
事前準備		避難袋の準備		有	無	避難訓練への参加	
			●		●		
災害時		時期	項目	判断基準		詳細(○または△のとき記載)	
避難支援に関する事項	発災直後 避難行動	避難の必要性の理解や判断への支援の要否	○	○ = 全面的支援要 △ = 一部支援要 × = 自力で可能	説明や状況理解は難しい。		
		情報入手への支援の要否	○		説明や状況理解は難しい。		
		避難行動(移動)への支援の要否	○		説明や状況理解は難しい。		
	避難生活	情報入手への支援の要否	○	○ = 全面的支援要 △ = 一部支援要 × = 自力で可能	説明や状況理解は難しい。		
		食事・排泄・移動への支援の要否	△		移動は指示がないと難しい。		
		強いこだわり、多動、パニック等の不安定な行動の有無	○	こだわりが強い			
		睡眠障害や食事・排泄に係る不適応行動の有無	×				
		自傷、他害行為の有無	○	不安定時に人を突き飛ばすことあり。			
		気分が憂鬱で悲観的になったり、時には思考力が低下する状態の有無	×	○ = ある △ = とときどきある × = ない			
		再三の手洗いや繰り返し確認のため日常動作に時間がかかる状態の有無	×				
他者との交流への不安等から外出や集団参加ができない状態の有無	×						
学習障害のため、読み書きが困難な状態の有無	△	ひらがな程度の読み書きなら可能。					
医療的ケアの必要性の有無	○	○ = 必要 × = 不要	① 人工呼吸器の管理				
	×		② 気管切開の管理				
	×		③ 鼻咽頭エアウェイの管理				
	×		④ 酸素療法				
	×		⑤ 吸引(口鼻腔又は気管内吸引に限る。)				
	×		⑥ ネブライザーの管理				
	×		⑦ 経管栄養				
	×		⑧ 中心静脈カテーテルの管理				
	×		⑨ 皮下注射				
	×		⑩ 血糖測定				
	×		⑪ 継続的な透析				
	×		⑫ 導尿				

本プランに記載されている情報について、半田市及び避難支援等関係者、基幹相... (半田市障がい者相談支援センター)、サービス利用事業所にて保管、共有することとします。

令和 年 月 日 【氏名】

避難支援等関係者(自治区、民生委員等)については、色の塗られた部分を主として共有予定です。

(5)メーリングリストによる拠点関係機関の空き状況の把握

緊急事態への対応で、宿泊を伴う支援が必要な人の場合、短期入所等の空き状況を迅速に把握することが必要になります。地域生活支援拠点が一体となって運営されている千葉市基幹相談支援センターでは、拠点関係機関が登録するメーリングリストを作成し、短期入所等の受け入れ先を探していることが一斉に伝わり、対応可能な事業所がメーリングリストに書き込むことにより、迅速に受け入れ先を確保することができる工夫をしています。メーリングリストには、医療型短期入所も登録しており、医療が必要な人への対応力のある事業所と情報交換することもできており、まさに拠点関係機関が「ワンチーム」となっています。

【コラム 3】 拠点メーリングリスト(千葉県千葉市)

地域生活支援拠点と障害者基幹相談支援センターを統合し、区単位で基幹相談支援センターに地域生活支援拠点コーディネーターを配置、すべての障害福祉サービス事業所をはじめとする既存のあらゆる社会資源を有機的につなぐネットワークの強化、地域生活支援拠点等の機能を担う事業所に市としてのガイドラインを明示、各機関の役割分担を行う方向に転じ、緊急時においてもできるだけ利用者の日常を壊さないような対応を原則とした。

拠点のメーリングリストは、6区基幹相談支援センターでシェアし、送信することができる。地域生活支援拠点として登録している事業所も入っており、居住系が中心である。このメーリングリストには、医療型短期入所施設も登録しており、医療や身体障害のある方へ対応力のある登録事業所が多いことが特徴的である。

緊急時が発生した場合、基幹相談支援センターがアセスメントを行い、本人にとって必要なサービスの組立や相談支援専門員が付いている場合は、バックアップをし「支援者みんなでやる」姿勢で対応している。重度の障害のある方以外は、拠点メーリングリストで地域生活支援拠点に登録している事業所等に依頼

している。可能な限り在宅での調整をするが、困難な場合がある。重度の障害のある方の緊急預かりを想定して、いくつかの事業所で万一是受けられるようにチームを組んでいる。

例えば入所施設、拠点登録している療養介護病床のある病院、児童の短期入所事業所、精神科病院などと連携している。支給決定のない自立している人はシェルターや生活保護担当課がもっている一時保護施設のどれかで対応している。医療的ケア児者は医療型短期入所施設で受け入れている。

The flyer is titled "拠点MLについて" (About the Base ML) and features a QR code. It provides the following information:

- chibashi @googlegroups.com
- 上記アドレスより、6区基幹相談のアドレスからML宛に送る事ができます。
- 緊急での入居を探するような方がいた場合や、体験・短期入所を希望するような方がいた時にこちらに書き込む予定です。
- 書き方例: 40代区分5の知的障害の男性の方が、異域緊急預かり先を探しています。受け入れの余力がある事業所は、こちらの電話番号(000-000)の担当者〇〇まで連絡ください。
- このQRコードからメーリングリストに参加します！
- お申込み！！

IV. 地域移行の推進

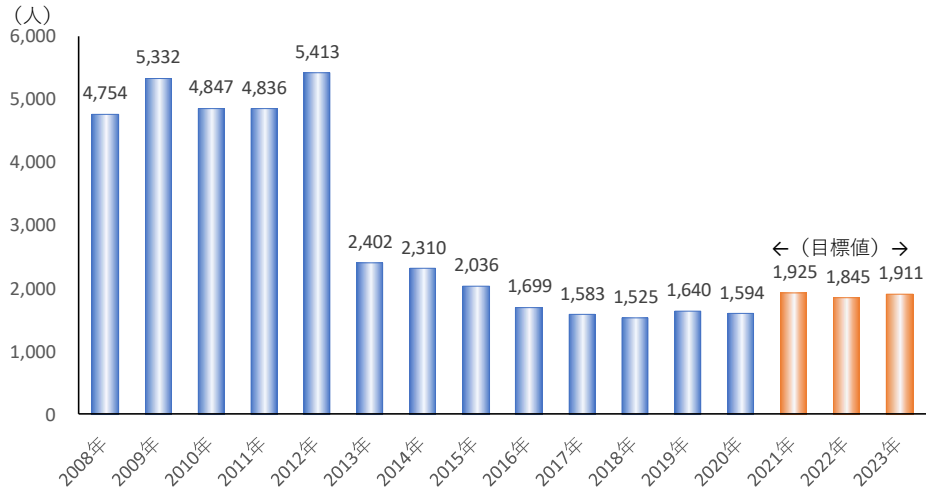
令和4年の障害者総合支援法の改正に伴い、地域生活支援拠点等の機能として地域移行の推進が明確化されました。地域移行者の目標人数は、市町村障害福祉計画に記載されていますが、多くの自治体では未達成に終わっているのが実情ではないでしょうか。拠点コーディネーターが市町村や障害福祉サービス事業所と連携することによって地域移行を推進し、障害福祉計画の目標が達成できるよう取り組むことが求められます。

また、地域移行には、入所施設や精神科病院からの地域生活への移行とともに、家族同居から一人暮らしやグループホームなど、家族から離れた自立的な生活への移行が含まれます。

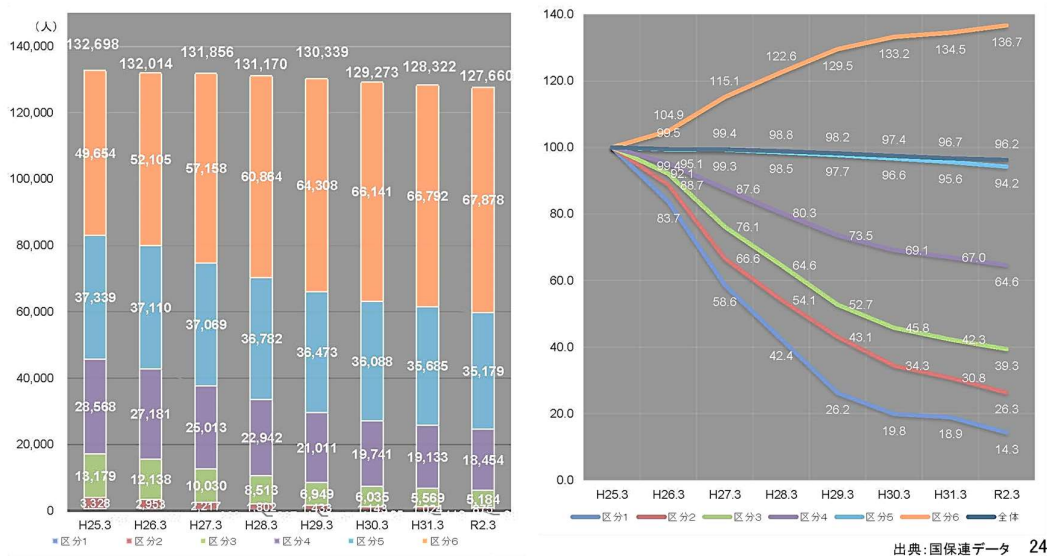
1. 入所施設・精神科病院等からの地域移行の連絡待ちの状態

障害者自立支援法の施行により、施設入所支援の利用対象者が障害支援区分4以上(50歳以上は区分3以上)となり、障害福祉計画の基本指針により地域移行者数の目標値が示されたことなどが相まって、地域移行は2008年度から2012年度にかけて地域移行が進みました。しかし、2013年度以降の地域移行者数は減少傾向となっています(図表10)。その要因として、障害支援区分が低く、比較的若い年齢層の利用者の地域移行が進み、結果として入所者の障害の重度化、高齢化が進んでいることが指摘されています。

(図表10)地域移行者数の推移 (第6期障害福祉計画基本指針資料を参考に作成)



(図表11)施設入所支援利用者の障害支援区分の推移(社会保障審議会障害者部会第106回資料1-1より)



(図表 13)東京都品川区の障害者支援施設入所者の地域移行に関するニーズ調査票の例

■ 調査者

実施要領をお読みいただき、以下の設問について、ご回答ください。

調査者の所属する計画相談支援事業所名

調査担当相談支援専門員名

入所施設名

入所施設立ち会い職員名(職種)

本人氏名かな

本人氏名

生年月日

障害種別(複数選択可)

<input type="checkbox"/> 身体障害	<input type="checkbox"/> 知的障害	<input type="checkbox"/> 精神障害	<input type="checkbox"/> 難病
-------------------------------	-------------------------------	-------------------------------	-----------------------------

障害支援区分

<input checked="" type="radio"/> 区分3	<input type="radio"/> 区分4	<input type="radio"/> 区分5	<input type="radio"/> 区分6
--------------------------------------	---------------------------	---------------------------	---------------------------

■ 地域移行に関する調査

本人の言語・態度・表情等による意思表示を受け、以降の聞き取りは可能ですか？

<input type="radio"/> 可能	<input checked="" type="radio"/> 困難
--------------------------	-------------------------------------

(本人へ確認) あなたは、どこで暮らしたいと思いますか？

一困難な場合は、以下(本人へ確認)の設問3つは回答不要

<input checked="" type="radio"/> 今いる施設	<input type="radio"/> 違うところ (自宅・アパート等)
<input type="radio"/> 違うところ (グループホーム等)	<input type="radio"/> わからない
<input type="radio"/> 答えたくない	

(本人へ確認) あなたは、誰と暮らしたいと思いますか？(複数選択可)

<input type="checkbox"/> 一人暮らし	<input type="checkbox"/> 友人
<input type="checkbox"/> 父	<input type="checkbox"/> 母
<input type="checkbox"/> きょうだい	<input type="checkbox"/> 施設職員
<input type="checkbox"/> わからない	<input type="checkbox"/> 答えたくない

(本人へ確認) 住むなら品川区がいいですか？

<input type="radio"/> 品川区がいい	<input checked="" type="radio"/> その他
------------------------------	--------------------------------------

■ 意思決定支援について

グループホーム等地域生活の体験をすることで、本人の意思決定は可能ですか？

<input type="radio"/> 可能	<input checked="" type="radio"/> 困難
--------------------------	-------------------------------------

■ 家族等の意向

地域移行に関して、家族・後見人等は本人にどのような生活をしてほしいと希望していますか？

<input type="radio"/> 施設での生活を希望
<input type="radio"/> 地域での生活(自宅・アパート等)を希望
<input type="radio"/> 地域での生活(グループホーム等)を希望
<input type="radio"/> 聞けていない
<input type="radio"/> 家族も後見人等もおらず、回答できない

地域での生活(自宅・アパート・グループホーム等)は品川区を希望していますか？

<input type="radio"/> 品川区がいい	<input checked="" type="radio"/> その他
------------------------------	--------------------------------------

■ 支援者の評価(相談支援専門員)

相談支援専門員の評価として、本人の地域移行は可能ですか？

<input type="radio"/> 可能(現状でも可能)
<input type="radio"/> 可能(本人家族の気持ちが高まったら可能)
<input type="radio"/> 可能(サービス提供の内容や社会資源の整備次第で可能)
<input type="radio"/> 困難
<input type="radio"/> わからない

可能(サービス提供の内容や社会資源の整備次第で可能)と回答の場合:
どのようなサービス提供や社会資源が整備されれば可能か教えてください。

■ 支援者の評価(障害者支援施設職員)

障害者支援施設職員の評価として、本人の地域移行は可能ですか？

<input type="radio"/> 可能(現状でも可能)
<input type="radio"/> 可能(本人家族の気持ちが高まったら可能)
<input type="radio"/> 可能(サービス提供の内容や社会資源の整備次第で可能)
<input type="radio"/> 困難
<input type="radio"/> わからない

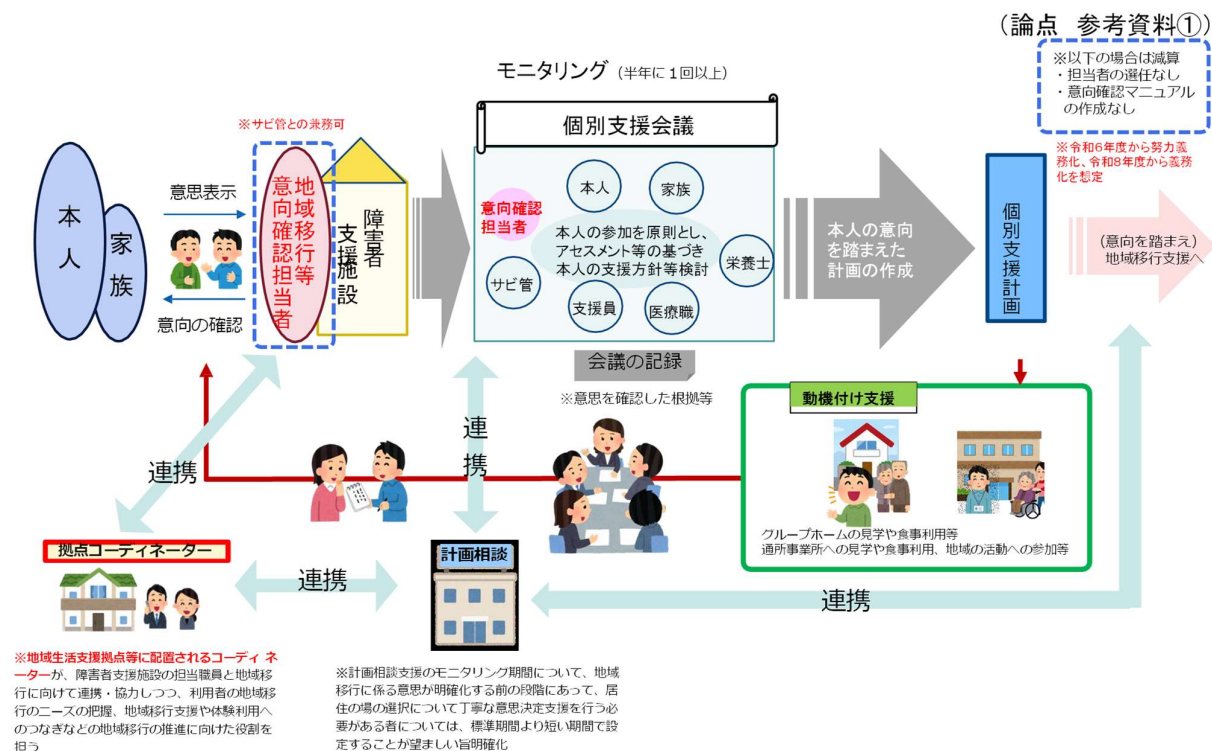
可能(サービス提供の内容や社会資源の整備次第で可能)と回答の場合:
どのようなサービス提供や社会資源が整備されれば可能か教えてください。

調査は以上です。ご協力いただき、ありがとうございました。

次ページにも設問があります

厚生労働省が障害福祉サービス報酬検討チームに示した資料では、2024(令和6)年度から入所施設に「地域移行等意向確認担当者」を配置することとされました(図表14)。市町村が相談支援専門員を通じて直接施設入所者の地域移行の意向を確認する他、施設の地域移行等意向確認担当者と連携して取組を進めることが期待されます。入所者のご家族には、地域移行してうまくいかなかった場合、生活の場がなくなってしまうことを心配する人もいます。地域生活がうまくいかなかった場合、一時的に元の施設に戻り、再チャレンジできるような仕組みも検討しましょう。

(図表14)障害者支援施設における地域移行等の意向を踏まえたサービス提供



厚生労働省 障害福祉サービス等報酬改定検討チーム(2023年11月29日)資料

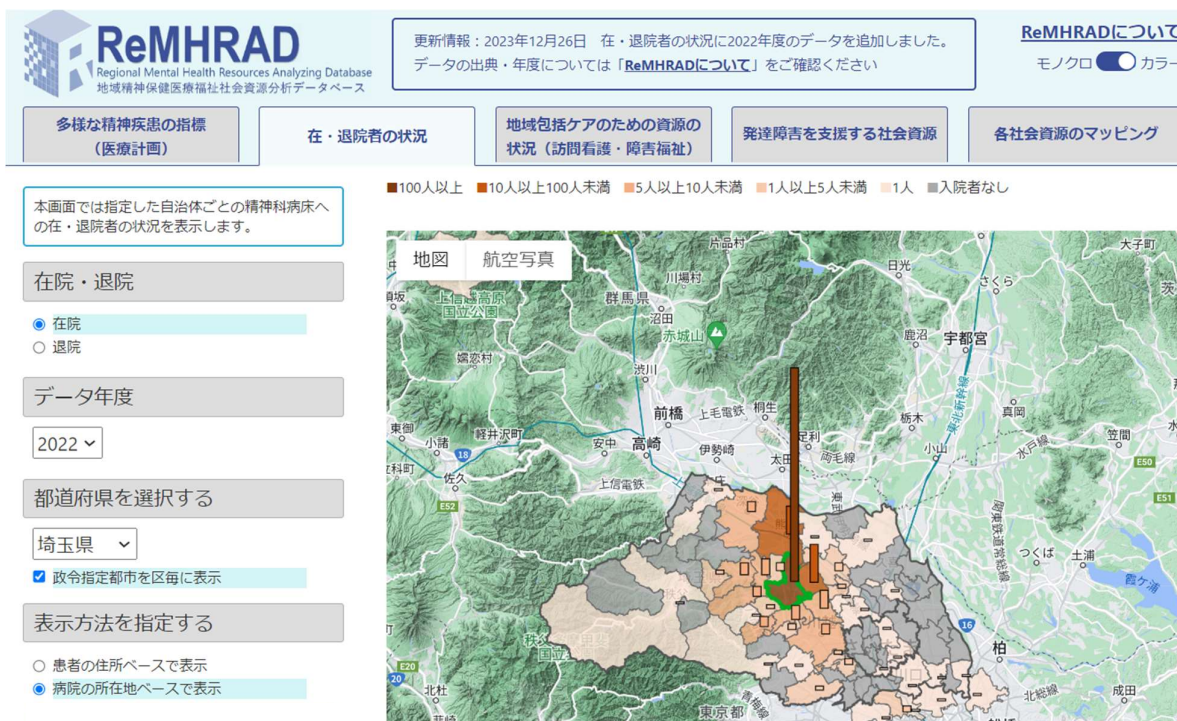
4. 精神科病院に長期入院している人の退院意向の把握

精神科病院に長期入院している人については、市町村の中でも医療保険の請求をたどらないと把握することができません。ただし、生活保護受給者で精神科病院に入院している人については、福祉事務所を設置している自治体(町村の多くは都道府県の福祉事務所)については生活保護を担当している課が把握しています。

また、地域精神保健医療福祉資源分析データベース(ReMHRAD)を活用すると、自分の自治体からどの自治体の精神科病院に何人入院しているのかを把握することはできます(図表15)。その情報を頼りに入院先の自治体のすべての精神科病院に長期入院患者の退院意向調査を行ったり、近隣の精神科病院に訪問調査を行うことなどが考えられます。保健所を中心に精神科病院の長期入院患者の退院促進に取り組んでいる例もありますので、組み合わせで取り組むことが考えられます。

拠点コーディネーターは、精神科病院に配置されている退院後生活環境相談員や看護師と連携して、退院支援を進めます。

(図表 15)地域精神保健医療福祉社会資源分析データベース(ReMHRAD)の画面



※ ある自治体からどの自治体の精神科病院に何人入院しているかを表示した画面

5. 療養介護病棟からの地域移行

療養介護病棟は、筋ジストロフィーやALS(筋萎縮性側索硬化症)などの神経難病や重症心身障害のある人等が、比較的長期間入院しています。経管栄養や喀痰吸引、人工呼吸器など、医療的な対応が必要な人も少なくありません。医療的ケアが必要な人の場合、医療機関から外出する機会が少なくなり、様々な体験をする機会が制約されている場合があるため、重度訪問介護や移動支援などを使って外出することを提案してみたり、情報提供を行い、外出の体験を積み重ねることで、次は宿泊体験をしてみようと思えるようになるなど、地域で生活することのイメージを育ててもらい、生活の場の選択肢を広げることが考えられます。感染症対策等により病棟を訪問することが難しい場合は、オンラインで療養介護病棟の外の人たちとつながることも可能です。重症心身障害のある人の場合は、家族や後見人を交えて本人の意思決定支援を進めることが必要な場合もあります。

このような取組は、療養介護病棟の職員にとっても、利用者が医療機関の外で生活することに対する不安を軽減することにつながると考えられます。

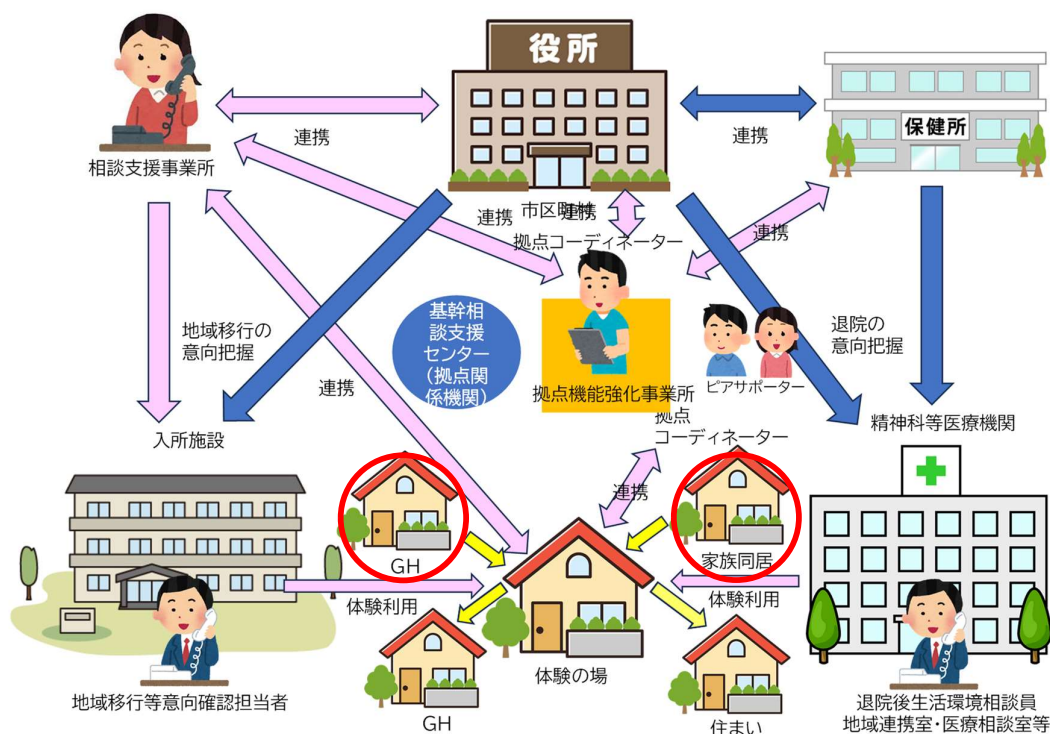
地域移行の希望があった場合、地域の支援者が退院後の医療連携体制を整え、本人に必要な医療的対応ができるよう準備します。拠点コーディネーターや相談支援専門員が、療養介護病棟のソーシャルワーカーと連携し、本人の退院後の生活をともに支援することができる協力関係をつくります。

6. 家族と同居した生活やグループホームから独立した生活への移行支援

地域移行の推進の一環として、家族と同居した生活やグループホームでの生活から独立した生活への移行を支援する、「地域生活の継続支援」を行うことが必要です。体験の場を活用し、家族から独立してグループホームで生活したり、グループホームから出て一人暮らしやパートナーとの暮らしを始めるなど、本人の自己決定を尊重した生活を実現することが求められます。先行した取組を行っている地域生活支援拠点等では、体験の場

で生活している期間に、相談支援や自立生活援助、居宅介護、重度訪問介護、行動援護、日中活動の場など必要に応じて構成される本人の支援チームを形成し、体験の場の利用が終了するとともに本人の住まいを事前に探しておいた住居に移し、本人の支援チームが生活の支援を継続して行うという取組をしていました。また、地域生活の継続の支援においても、ピアサポーターの関わりは新たな生活に踏み出す人の支えになりますので重要です。

地域移行を入所施設や精神科病院から地域生活への移行と捉えてしまうと、一度施設入所や精神科病院に入院しないと支援を受けることができなくなります。地域移行支援と地域生活の継続支援を地域移行の推進の二つの柱として取り組むことが必要です。



【コラム 4】 体験室機能を用いた「本人中心支援」(兵庫県西宮市)

地域生活体験室の利用調整は、基幹型相談支援センターの相談支援専門員と地域共生館の管理部門(いずれも西宮市社会福祉協議会)で行っている。障害の区分は関係なく、精神障害の方も重度心身障害の方も、ありとあらゆる人が地域で生活するための準備基地として宿泊できる部屋が2室ある。この場所は、総合相談の窓口として機能し、自立プログラムを立てるための出発点となっている。入所施設、病院、グループホームから来る方や、虐待などの理由で家庭から来る方もいる。家賃は生活保護の範囲内で、一定期間滞在した後に住む場所を探すことを目指している。3か月を基本に一定期間の滞在、延長することもある。8年間で約90の方が利用している。

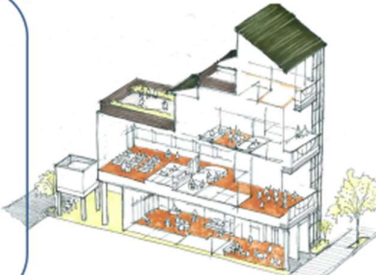
社会福祉協議会は「物わりの良い家主」として住む場所を用意し、総合相談を窓口そこから本人中心の支援を形成するという「本人中心支援計画の原則」を貫いている。地域生活支援体験室利用がすでに「地域移行である」とらえ、「本人の自立生活力がない」、「仕組みができない」からと支援者が判断するのではなく、本人の暮らしは本人がつくるのであって、地域生活支援体験室は「その人がその人ら

しく生きる生活支援の輪を形成する」場であり、“支援者の訓練場所”というのが基本的な考え方になっている。強度行動障害の状態にある方等、対応できる可能性のある重度訪問介護、行動援護事業所などを集め、本人を知っている施設職員、地域療育等支援事業担当者などと個別支援チームを形成し、特性把握できる専門職も加わりながら支援のポイントなどを皆で学びながら地域生活の準備を進めている。

共生のまちづくりの発信起点として

地
域
共
生
館

**西宮市社会福祉協議会
第8次地域福祉推進計画
(2015～2020)**
地域福祉目標
みんなで創り出す
共生の『まちづくり』
～あなたの“居る”まちを
あなたが“生きる”まちに～
共生のまちづくり実践拠点
地域共生館



7. グループホームからの一人暮らし等意向の把握

グループホームは、地域生活の場として利用者が増えています。グループホームこそが、障害者の地域生活の場であるという認識もあったかもしれません。しかし、調査により、グループホームから出て独立した生活を送ることを望んでいる人もいることが明らかになりました。また、パートナーとの生活を望む人もいます。そのような希望を把握し、本人が望む生活を実現することも「地域生活の推進」に含まれるのではないのでしょうか。(自立支援)協議会等と連携し、グループホームで生活している人たちについても施設入所者同様、住まい方の希望を把握し、独立した生活を望んでいる人については、体験の場の活用も含めて希望の実現に向けて取り組むことが求められます。

8. 家族が介護を担っている在宅障害者等に対する、現在及び将来の暮らし計画の作成

家族が介護を担っている状態で在宅生活が成り立っている障害者等は、本人及び家族が自ら望んで家族による介護を行なっているのか、あるいは市町村の支給決定の不足、または介護人材の不足により支給決定通りの障害福祉サービスが受けられる事業所がないことにより、やむを得ず家族介護を行なっているのか等を確認することが必要です。本人及び家族が自ら望み、現在家族介護が十分行えている場合においても、家族介護に頼らなくても生活できる将来に向けての暮らしを話し合い、計画をつくっておくことが地域生活の安心につながります。

家族が同居していることをもって、サービス等利用計画(案)に対して十分な支給決定がなされず、家族が過重な介護を余儀なくされているような場合は、本人、家族、相談支援専門員とともに市町村と協議することも必要です。また、支給決定はされても、人材不足によって必要なサービスを受けることができないような場合は、市町村の(自立支援)協議会や施策推進審議会とも連携し、人材確保の具体案を地域ぐるみで検討し、市町村の障害福祉計画に反映することにより、社会資源の整備と現状課題の改善につながり、将来に備えることができます。家族や入所施設等に依存しなくても暮らせる選択肢があることを、相談支援専門員を中心に情報提供を行ない、誰とどこでどのような暮らしをしていきたいか、本人の希望を明確にしていくことが求められます。

9. 施設入所待機者の把握とグループホーム等利用意向の把握

市町村には、施設入所の待機をしている人がいます。介護家族の高齢化や、障害のある人の他に病気や加齢などにより介護が必要な人がでて、いわゆるダブルケアの状態になった等により、家庭内の介護力が低下している状況が考えられます。これらの人たちは、地域生活の危機に直面しているといえるでしょう。このような状況で

施設入所待機となった場合、自治体の対応としては入所施設が空くまで自宅で待ってもらうか、短期入所の利用でつないでもらう、という対応になりがちです。拠点コーディネーターは、これらの人たちの地域生活継続のための支援を考える必要があります。市町村が把握している施設入所待機者のリストを共有してもらい、「5. 家族と同居した生活やグループホームから独立した生活への移行支援」で示した対応を行うことが求められます。在宅の障害者等の地域生活継続の支援ニーズの把握は、障害福祉計画基本指針の成果目標である施設入所者数の削減を進める上で、新たに施設へ入所する人を「真に施設入所支援が必要な場合」に限定するために重要な取り組みとすることができます。入所施設等からの地域移行を進めるとともに、新たな施設入所者等を最小化する取り組みが必要であり、その上で、地域生活支援拠点等は重要な役割を担っています。

10. ピアサポーターと相談支援事業所との連携促進

ピアサポートとは、仲間としての支えあいです。精神障害、身体障害、知的障害、難病、高次脳機能障害、依存症など、それぞれの領域で多様なピアサポート活動が行われています。ピアサポート活動では、ストレングス視点(強みを活かす視点)が重視されています。

障害のある人が、障害にとらわれずに自分の人生を生きていこうとするには、まず自分にそういう力があるかもしれないと、自分や未来を信じられる希望が大切になります。施設入所や精神科病院等に長期入院している人にとって、ピアサポーターは、障害にとらわれない自分の人生を取り戻してきた経験を分かち合いながら、ときに地域生活を送るロールモデルになり、夢・希望やこれからの可能性について等身大で話し合うことで理解してくれる人がいる安心感を持つことができ、あきらめが夢や希望に変わっていきます。

地域移行を促進するにあたり、ピアサポーターとの連携は重要です。全国で、ピアサポーター養成基礎研修・専門研修が行われています。自分の地域ではピアサポーターの養成が十分行われているか、地域移行支援を行う一般相談支援事業所とピアサポーターが連携して取り組むことができる体制が整っているか確認し、課題がある場合にはピアサポーター養成研修の企画や一般相談支援事業所とピアサポーターの連携を進めることが必要です。ピアサポーターとの連携は、地域生活支援拠点等が地域移行に向けて行う動機付け支援として重要です。

11. 障害に応じた専門機関との連携

地域生活支援拠点等は、緊急事態への対応等で様々な障害のある人に対応する必要があります。その全てに対して専門的な対応ができるとは限りません。そこで、平時から障害に応じた専門機関との連携体制をつくっておくことが求められます。

例えば、聴覚障害がある人で手話言語での意思疎通が必要な人は、手話通訳者が必要となりますし、全国の都道府県に設けられている聴覚障害者情報提供施設などに所属しているろうあ者相談員と連携し、拠点コーディネーターと一緒に対応してもらうことなどが考えられます。難病については、都道府県・指定都市に設けられている難病相談支援センター、高次脳機能障害については、高次脳機能障害支援機関、高次脳機能障害相談窓口、発達障害については、発達障害者支援センターなどの機関がありますので、連携して対応できるよう日頃から関わりを深めておくことが大切です。

V. 連携会議の開催と市町村、拠点関係機関等との連携

拠点機能強化事業所は、1月に1回以上の頻度で、拠点コーディネーター及び拠点機能強化事業所の従業員が参加する連携会議を開催し、地域生活支援拠点等機能強化加算の算定状況の共有、地域生活支援拠点等における機能の整備状況、支援において明らかになった地域課題の抽出及び共有、その他地域生活支援拠点等の機能強化を推進するために必要な事項を協議することとされました。また、その協議内容については、市町村の職員出席や書面の提出等の方法により、市町村と共有することとされています。

これらに加えて、拠点機能強化事業所は、市町村と連携し、地域生活支援拠点等の機能を担う拠点事業所等の連携担当者等とともに、地域生活支援拠点等の支援例の共有やその過程で把握した地域の課題の抽出及びその解決方法等について定期的に協議すること、地域生活支援拠点等の機能の整備状況についても、地域の関係者と共有を図ることとされています。

連携会議は、新たな会議体を開設する方法の他、市町村で実施している(自立支援)協議会等の場を活用する方法でも差し支えないとされていますので、市町村と拠点機能強化事業所で協議して連携会議の開催方法を決めていくことになります。

地域生活支援拠点等の役割である「緊急事態の相談・対応」「地域移行の推進」を行っていくためには、拠点コーディネーターと市町村、基幹相談支援センター、拠点事業所、拠点関係機関との連携、情報共有が必須となります。連携会議を有効に活用して、これらの機関がワンチームとなって、地域生活障害者の生活を支える体制をつくっていきましょう。

VI. 複数法人で拠点を担う場合の指揮命令の整理

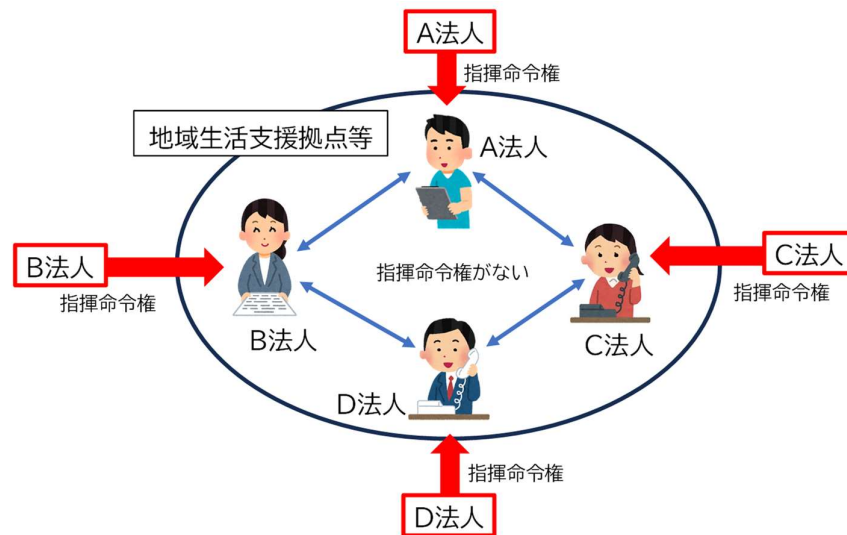
地域生活支援拠点等が、緊急事態に備えて 24 時間の連絡体制を整える場合、例えば緊急連絡用の携帯電話を持ち帰ったり、多機能拠点整備型の事業所に宿直して電話対応に備えたりする場合があります。それに対応するために、同一の法人内で拠点コーディネーターに加えて、拠点事業所に所属する連携担当者がローテーションを組んで対応する場合があります。その他、複数の法人が協力して、拠点コーディネーター及び拠点事業所の連携担当者がローテーションを組んで夜間の緊急連絡に対応する場合も考えられます。

同じ法人内で緊急事態に対応する場合であれば、業務上の指揮命令について特別な対応は必要ないと思いますが、複数法人でローテーションを組んで緊急事態に対応する場合は、別法人の事業所や職員に対して業務上の指揮命令が発生する場合があります。事前にその対応を検討しておくことが必要になります。

このような場合の対応例として、夜間に緊急事態の連絡が入り、複数法人の職員が連携して対応する必要がある場合、市町村の管理職に連絡し、市町村から各法人に対応の指示が行われるという形式をとっている地域生活支援拠点等もあります。

連携会議等で話し合い、地域ごとに対応方針を明らかにしておくといでしょう。

(図表 16) 複数法人で拠点を担う場合の指揮命令の整理



【コラム 5】JV 方式による広域連携の工夫

埼葛北地区 3 市 2 町の共同設置で、運営は 3 法人が共同体 (JV方式) を組んで相談支援体制を構築している。自立支援協議会にプロジェクトを設置し、行政に報告しながら 3 年かけて整備してきた。

拠点コーディネーターは常勤・専従が 1 名と兼務 1 名の 2 名体制となっている。地域の相談支援体制は、市町村障害者相談支援事業 3 カ所含む 13 カ所の相談支援事業所と基幹相談支援センター 1 所となっている。拠点コーディネーターの役割を「緊急時の支援」「平常時の支援」「地域移行」の 3 つに整理して検討してきた。

○拠点連絡会議(オリーバ会)の運営

地域づくり、ケースを通じた日頃の行政との関わり、相談し合える関係性が重要である。地域生活支援拠点連絡会は、通所 (5 事業所)、入所 (4 事業所 + グループホーム 2 カ所)、相談支援 (14 カ所)、行政 (5 カ所) と

4グループ化。それぞれの頻度は2回程度で、全体会を年2回実施している。

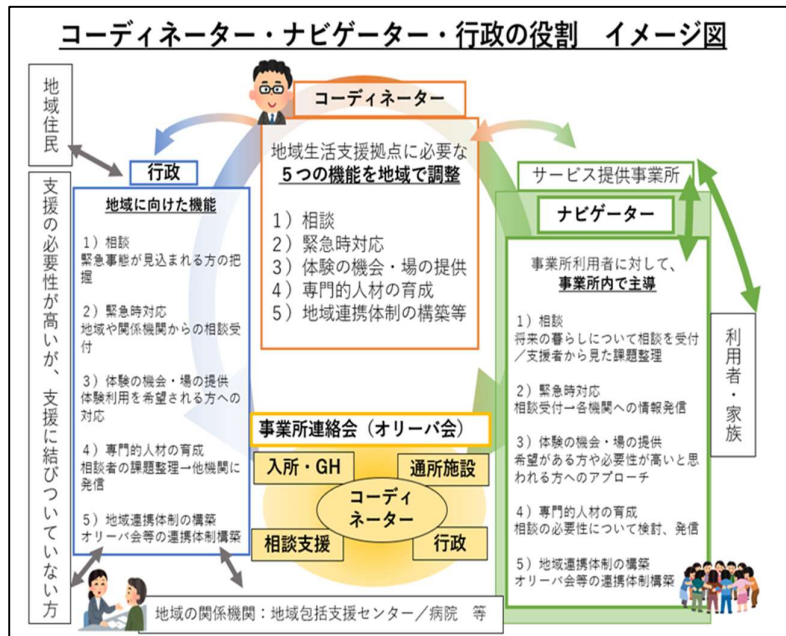
○ナビゲーターとの連携

拠点の協力事業所に担当者を配置している。その担当者のことをナビゲーターと呼んでいる。窓口がわかりやすく、意識づけにもなっている。家族への啓発は、日頃関わる通所事業所等の職員の役割が重要である。サービス提供のみならず本人の変化に気づき、地域での暮らしを総合的に考える視点を養うため、事業所のナビゲーターとコーディネーターと一緒に人材育成を行なっている。

緊急の事例が発生した場合には一緒に動き、事業所の支援が順調に進むようにバックアップや調整を行っている。

○埼葛北マインドの注入

3法人のJVであること、3市2町の共同設置であることなどから、かかわる人たちの意識や方向性を共有することが重要だと考えている。例えば、自治体職員は定期的に入れ替わるので、福祉課の新人職員も合同で研修を実施したり、福祉課職員に研修講師になってもらうことで官民共同であることをアピールしたり、埼葛北マインドを注入するよう工夫している。



(参考)埼葛北共同企業体協定書の例

共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、蓮田市、幸手市、白岡市、宮代町及び杉戸町(以下「実施市町」という。)が委託する埼葛北地区基幹相談支援センター運營業務及び埼葛北地区地域生活支援拠点運營業務並びに埼葛北地区相談支援事業(以下「委託業務」という。)を共同連帯して実施することを目的とする。

(名称)

第2条 当共同企業体は、埼葛北地区基幹相談支援センター及び地域生活支援拠点並びに相談支援事業共同企業体(以下「企業体」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を埼葛北地区基幹相談支援センター内に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、令和5年3月22日に成立し、その存続期間は、埼葛北地区基幹相談支援センター運營業務委託契約及び埼葛北地区地域生活支援拠点運營業務委託契約並びに埼葛北地区相談支援事業運營業務委託契

約(以下「委託契約」という。)における委託期間が終了するまでとする。

2 委託業務を請け負うことができなかった場合は、当企業体は前項の規定にかかわらず、令和5年4月1日に解散する。

3 第1項の存続期間は、構成員全員の同意を得て、これを延長することができる。

(構成員の所在地及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

所在地 埼玉県〇〇〇〇〇〇〇〇

名称 社会福祉法人〇〇〇〇

所在地 埼玉県〇〇〇〇〇〇〇〇

名称 社会福祉法人〇〇〇〇

所在地 埼玉県〇〇〇〇〇〇〇〇

名称 社会福祉法人〇〇〇〇

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、社会福祉法人〇〇〇〇を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、委託業務の実施に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを明らかにした上で、実施市町と折衝する権限並びに委託料の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の責任分担の割合)

第8条 当企業体の各構成員の業務の責任分担割合は次のとおりとする。

名称 社会福祉法人〇〇〇〇 40 %

名称 社会福祉法人〇〇〇〇 40 %

名称 社会福祉法人〇〇〇〇 20 %

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員による運営委員会を設け、委託業務の実施に当たるものとする。構成員の委託料については協議の上、年度ごとに決定する。

(構成員の責任)

第10条 当企業体の各構成員は、委託業務の実施に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、〇〇〇銀行〇〇支店とし、代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、委託契約における委託期間終了後決算するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第13条 決算の結果、欠損金を生じた場合には、第8条に規定する割合により、構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第 14 条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(委託期間中における構成員の脱退に対する措置)

第 15 条 当企業体の構成員は、構成員全員の承認がなければ、当企業体の清算が終了する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち委託期間中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が業務を完了する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の責任分担の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの責任分担の割合を、第8条に規定する割合に加えた割合とする。

(委託期間中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第 16 条 構成員のうちいずれかが、委託期間において破産又は解散した場合においては、残存構成員が共同連帯して業務を完了するものとする。

(解散後の瑕疵担保責任)

第 17 条 当企業体が解散した後においても、委託業務につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第 18 条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

社会福祉法人〇〇〇〇、社会福祉法人〇〇〇〇及び社会福祉法人〇〇〇〇〇は、上記のとおり 埼葛北地区基幹相談支援センター及び地域生活支援拠点並びに相談支援事業共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書8通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するとともに、5通は発注者(実施市町)に提出するものとする。

令和〇年〇月〇日

代表構成員 { 所在地 埼玉県〇〇〇〇〇〇〇〇
 { 名 称 社会福祉法人〇〇〇〇
 { 代表者氏名 理事長 〇〇〇〇 印

構 成 員 { 所在地 埼玉県〇〇〇〇〇〇〇〇
 { 名 称 社会福祉法人〇〇〇〇
 { 代表者氏名 理事長 〇〇〇〇 印

構 成 員 { 所在地 埼玉県〇〇〇〇〇〇〇〇
 { 名 称 社会福祉法人〇〇〇〇
 { 代表者氏名 理事長 〇〇〇〇 印

令和5年度 埼玉北地区基幹相談支援センター及び地域生活支援拠点並びに相談支援事業共同企業体における各
 構成員の委託料について

各構成員の委託料については下記のとおりとする。

基幹相談支援センタートロンコ 合計〇〇〇〇〇〇〇円

	法人名	委託料
代表構成員	社会福祉法人〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇円
構成員	社会福祉法人〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇円
構成員	社会福祉法人〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇円

地域生活支援拠点オリバ 合計〇〇〇〇〇〇〇円

	法人名	委託料
代表構成員	社会福祉法人〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇円
構成員	社会福祉法人〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇円
構成員	社会福祉法人〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇円

相談支援事業 合計〇〇〇〇〇〇〇円

	法人名	委託料
代表構成員	社会福祉法人〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇円
構成員	社会福祉法人〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇円
構成員	社会福祉法人〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇円

上記のとおり、社会福祉法人〇〇〇〇、社会福祉法人〇〇〇及び社会福祉法人〇〇〇〇は、埼玉北地区基幹相談支援センター及び地域生活支援拠点共同企業体運営委員会において、令和〇年度の構成員の委託料について合意のうえ決定したので、その証拠として各通に構成員が記名捺印し、各自所持するとともに、5通は発注者(実施市町)に提出するものとする。

令和〇年〇月〇日

代表構成員 { 所在地 埼玉県〇〇〇〇〇〇〇
 名 称 社会福祉法人〇〇〇〇
 代表者氏名 理事長 〇〇〇〇〇〇〇 印

構 成 員 { 所在地 埼玉県〇〇〇〇〇〇〇
 名 称 社会福祉法人〇〇〇
 代表者氏名 理事長 〇〇〇〇 印

構 成 員 { 所在地 埼玉県〇〇〇〇〇〇〇
 名 称 社会福祉法人〇〇〇〇
 代表者氏名 理事長 〇〇〇〇 印

Ⅶ. 障害福祉計画の目標達成と地域生活支援拠点等の活用

市町村では、障害福祉計画において施設入所者の地域生活への移行者数や、施設入所者数の削減について数値目標を掲げていると思います。しかし、多くの自治体では、これらの目標を達成するための具体的な取組みが行われず、未達成を繰り返している状況が続いているのではないかと思います。

地域生活支援拠点等による地域移行の取組みは、このような状況を打開する可能性をもっています。「Ⅳ. 地域移行の推進(P.32)」にあるような取組を、障害福祉計画の目標達成を意識しながら拠点コーディネーターが連携会議を活用して進めることにより、これまでになかった具体的な取組を市町村、拠点コーディネーター、拠点事業所、拠点関係機関が一体となって進めることができます。

(図表 17) 地域移行、入所者数削減、入所施設待機者数、グループホーム見込み量の例

第7期障害福祉計画基本指針

- ・令和4(2022)年度末時点の施設入所者数の**6%以上**が、令和8(2026)年度末までに地域生活へ移行
- ・令和8(2026)年度末の施設入所者数を令和4(2022)年度末時点の施設入所者数から**5%以上削減**

(例)人口25万人の市

- ①施設入所者 280人×**6%** → **17人以上**が地域生活へ移行
- ②施設入所者 280人×**5%** → **14人以上**入所者数削減(266人未満)
→**地域生活支援拠点等の「地域生活への移行の支援」の活用**
- ③入所施設待機者数 → 45人
- ④グループホーム等の障害福祉サービス**見込み量**に45人分を含めて反映
→**地域生活支援拠点等の「体験の機会・場」の活用**

IX. 専門的人材の確保・養成等

地域生活支援拠点等の機能として、医療的ケアが必要な人や強度行動障害の状態にある人、高齢化に伴い重度化した障害者等に対して専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行います。

障害者総合支援法の地域生活支援事業(市町村任意事業)で創設された「地域生活支援拠点等・ネットワーク運営推進事業」の「専門的人材の確保・育成等」では、「障害者の地域生活を支える専門的人材を確保するための研修等や市町村と指定障害福祉サービス事業者等、医療機関、基幹相談支援センターその他の関係機関(以下「拠点関係機関」という。)との連携に資するための協議の場の開催等の地域生活支援拠点等におけるネットワークの運営や機能の充実を推進する」ことが補助対象とされています。

例えば、強度行動障害の指導者研修への専門人材の派遣やコンサルテーションの体制確保、医療的ケアが必要な人の対応を進めるため喀痰吸引研修の実施や訪問看護ステーションとの連携体制構築、地域移行・地域生活の継続支援のための関係機関等による連携会議の開催などにおいて活用することが考えられます。

X. 「地域生活支援拠点等の運用状況の検証及び検討」の実施

厚生労働省は、第6期障害福祉計画に係る基本指針において、「令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする」ことを示しています。地域生活支援拠点等の運用状況の検証及び検討については、「地域生活支援拠点等の機能充実に向けた運用状況の検証及び検討の手引き」が示されています。(自立支援)協議会等を通じて、拠点コーディネーターも参加しながら地域生活支援拠点等の運用状況の検証及び検討を行い、課題を明らかにして地域生活支援拠点等の機能の充実に取り組み、「障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができる」社会の実現に向けて取り組んでいきましょう。

「地域生活支援拠点等の機能充実に向けた運用状況の検証及び検討の手引き」(厚生労働省の掲載サイト)

<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000933849.pdf>

(参考資料1)都道府県による基幹相談支援センター・地域生活支援拠点等整備推進事業

都道府県による基幹相談支援センター・地域生活支援拠点等整備推進事業 (地域生活支援促進事業)

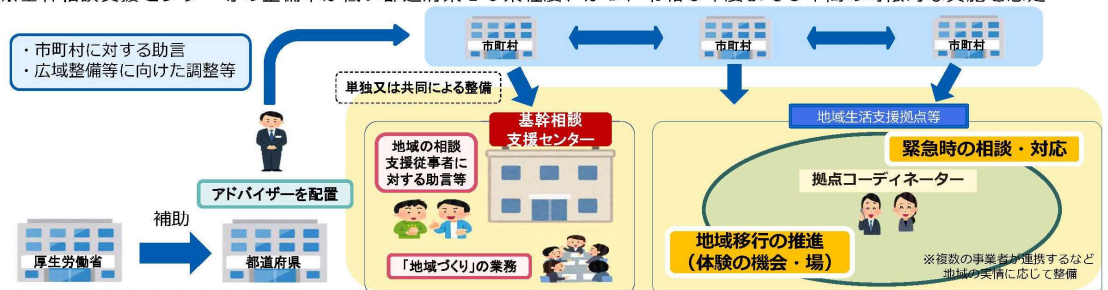
令和6年度概算要求額 32百万円 (-) ※ ()内は前年度予算額

1 事業の目的

- 障害者総合支援法の改正により、令和6年4月から、基幹相談支援センターの設置及び地域生活支援拠点等の整備が市町村の努力義務となるが、整備市町村は約半数にとどまっていることに加え、都道府県毎に整備状況のばらつきがある。
- 同法改正により、都道府県による市町村への広域的な支援の役割を明記したことを踏まえ、都道府県による市町村への基幹相談支援センター等の設置・整備及び運営に係る広域的な支援を促進することにより、各自治体における基幹相談支援センター等の設置・整備の促進を図る。

2 事業の概要・スキーム

- ・ 都道府県にアドバイザーを設置し、市町村に対する基幹相談支援センター及び地域生活支援拠点等の設置・整備並びに運営に関する助言や、広域での設置・整備に向けた調整等の支援を行う。
※基幹相談支援センター等の整備率が低い都道府県10県程度、かつ、令和8年度まで3年間の時限的な実施を想定



3 実施主体等

◆実施主体：都道府県 ◆補助率：国1/2、都道府県1/2

(参考資料2)地域生活支援拠点・ネットワーク運営推進事業

地域生活支援拠点・ネットワーク運営推進事業 (地域生活支援事業)

令和6年度概算要求額 地域生活支援事業費等補助金 524億円の内数 (507億円) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、緊急時の対応や施設等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等については、令和4年障害者総合支援法等の一部改正法により、令和6年4月1日から、地域生活支援拠点等を障害者総合支援法に位置付けるとともに、その整備に関する市町村の努力義務化が設けられた。
また、障害福祉計画の国の基本指針 (告示) により、令和8年度末までの地域生活支援拠点等の全市町村における整備や、コーディネーターの配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制等の構築について、成果目標として掲げたところである。
- 上記を踏まえ、**地域生活支援拠点・ネットワークの整備促進及び機能の充実・強化**に対応するために必要な予算を要求する。

2 事業の概要

- 地域生活支援拠点・ネットワークの運営や機能の充実等に要する経費に対し、補助を行う。
 - ・ 拠点コーディネーターの配置による緊急時に備えるための相談支援や事前のニーズ把握
 - ・ 入所者や施設等への地域移行に向けた働きかけ
 - ・ 緊急時のための支援や地域移行に関する支援のネットワークづくり 等
- ※ 地域生活支援事業の既定メニューである「地域移行のための安心生活支援」を本経費に組み替える。
- 地域生活支援拠点・ネットワークが担うべき機能 (改正後の障害者総合支援法第77条第3項)
 - ① 居宅で生活する障害者の緊急時における相談や、宿泊場所の一時的な提供等の受入体制の確保
 - ② 入所施設や病院、親元からの地域移行に向けた、一人暮らしやグループホーム等の体験利用の機会の提供
 - ③ 障害者の地域生活を支える専門的人材の確保・育成等

3 実施主体等

・実施主体：市町村
・補助率：国：1/2以内
都道府県：1/4、市町村：1/4

(参考資料3)
号

障発 0329 第8

令和6年3月 29 日

各 市区町村長 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

地域生活支援拠点等・ネットワーク運営推進事業の実施について

障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、緊急事態の対応や施設・病院等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等については、令和6年4月1日から障害者総合支援法に位置付けられるとともに、その整備に関する市町村の努力義務が設けられたところである。

また、第7期障害福祉計画に係る国の基本指針(令和5年こども家庭庁・厚生労働省告示第1号)では、令和8年度末までの地域生活支援拠点等の全市町村における整備やコーディネーターの配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制等の構築について、成果目標として掲げられたところである。

上記を踏まえ、地域生活支援拠点等の整備促進及び機能の充実・強化を推進する観点から、別紙のとおり「地域生活支援拠点等・ネットワーク運営推進事業実施要綱」を定め、令和6年4月1日から適用することとしたので、本事業の円滑な実施について特段の配慮をお願いする。

地域生活支援拠点等・ネットワーク運営推進事業実施要綱

1 目的

地域生活支援拠点等におけるネットワークの運営や機能の充実を図るため、緊急事態に備えるための相談支援や地域移行に向けた働きかけ並びに福祉等に関する専門的知識及び技術を有する人材の育成及び確保、地域の関係機関の連携体制を構築することを目的とする。

2 実施主体

市町村、特別区、一部事務組合及び広域連合

3 事業内容

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。)第 77 条第3項の規定に基づき、地域において生活する障害者等及び地域における生活に移行することを希望する障害者等(以下「地域生活障害者等」という。)を支援するため、以下の事業を実施する。

ア 体験利用等居室確保事業

居宅で生活する障害者の緊急事態における宿泊及び入所施設や病院、親元からの地域移行に向けた一人暮らしに向けた体験的宿泊の利用の機会を提供するための居室を確保する。

イ 専門的人材の確保・育成等

障害者の地域生活を支える専門的人材を確保するための研修等や市町村と指定障害福祉サービス事業者等、医療機関、基幹相談支援センターその他の関係機関(以下「拠点関係機関」という。)との連携に資するための協議の場の開催等の地域生活支援拠点等におけるネットワークの運営や機能の充実を推進する。

ウ 拠点コーディネーター事業

(ア)概要

ア及びイの事業を円滑に実施してネットワークの運営や機能の充実等の総合調整を図り、情報連携等を担うコーディネーター(以下「拠点コーディネーター」という。)を配置して、緊急事態に備えた相談や事前のニーズ把握、入所・入院者及び施設・病院等への地域移行に向けた働きかけ、緊急事態支援や地域移行に関する支援のネットワークづくり等を行う。

(イ)拠点コーディネーターの要件等

以下のいずれかの要件を満たすものとして市町村長が認めた者を指定特定相談支援事業所その他の拠点関係機関に配置するものとする。

- ① 協議会(法第 89 条の3第1項に規定する協議会をいう。以下同じ。)への参画又は運営の実績など、地域における相談支援体制や障害福祉サービス提供体制の構築等について、一定の知識及び経験を有する者
- ② 障害者等に対する相談支援や地域移行に係る支援等に相当期間従事するなど、地域生活障害者等への支援について、一定の知識及び経験を有する者
- ③ その他社会福祉士など障害者支援に関する一定の知識及び経験を有する者

(ウ)拠点コーディネーターの業務

地域生活支援拠点等としての機能を果たすため、整備の主体である市町村とともに、地域の支援ニーズの把

握や社会資源の活用、効果的な支援体制を構築するため、地域の実情に応じて、拠点関係機関との連携の上で、以下の業務を行うものとする。

- ① 基幹相談支援センターや相談支援事業所等、地域の相談支援体制を構築し、緊急事態の支援が見込めない世帯の事前に把握、登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態や地域生活障害者等の介護を行う者の障害、疾病等のため、当該地域生活障害者等に対し、当該地域生活障害者等の介護を行う者による支援が見込めない事態等(以下単に「緊急事態」という。)に必要なサービスのコーディネートや相談等の支援
- ② 短期入所事業所や通所事業所等の地域の指定障害福祉サービス事業所等との連携体制を構築し、常時の緊急受入体制等を確保した上で、緊急事態における受入れの調整や医療機関への連絡等の対応
- ③ 一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者、障害者支援施設や精神科病院等との連携体制を構築し、障害者支援施設における地域移行等意向確認担当者(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 172 号)第 23 条第2項に規定する地域移行等意向確認担当者をいう。)及び精神科病院における退院後生活環境相談員(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 33 条の4に規定する退院後生活環境相談員をいう。)等との情報共有を含め、地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援に係る調整
- ④ イに掲げる事業の運営その他地域生活支援拠点等の機能を果たすために必要な役割

4 留意事項

ア 拠点等の整備に係る区域の設定

地域生活支援拠点等の整備に係る区域(担当区域)については、市町村の人口規模、業務量、運営財源や専門職の人材確保の状況、地域における日常生活圏域等との整合性に配慮し、効果的・効率的に業務が行えるよう、市町村の判断により担当区域を設定するものとする。なお、市町村内で複数の担当区域を設定する場合には、当該市町村内の全ての日常生活圏域が包摂されるよう留意するものとする。同様に、指定都市内に地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 20 第1項の規定に基づく区が存在する場合においても、全ての区が包摂されるような担当区域を設定して整備するものとする。人口規模の小さい自治体における整備については、複数の自治体で共同設置することで整備することを可能とする。

また、拠点コーディネーターの配置事業所については、地域生活支援拠点等の整備に係る区域当たりおおむね1か所を目安とし、その配置人数については人口規模や業務量等を勘案して市町村の判断で設定できるものとする。

イ 市町村の役割

地域生活支援拠点等の整備主体である市町村は、協議会やその他の会議等を活用し、当該区域において効果的な支援体制を構築するために、当該自治体の策定した障害福祉計画も踏まえつつ、拠点関係機関等とともに拠点コーディネーターの役割の確認や人員配置体制の検討等を行うこと。

また、拠点コーディネーターの配置事業所等の選定に当たっては、単に事業所からの自薦を追認するのではなく、3のウ(ウ)に掲げる業務を適切に実施できると認められる事業所を選定すること。

ウ 経過的取扱い

3のウに掲げる事業の実施に当たり、拠点コーディネーターの配置に要する人件費等は、障害福祉サービス

等報酬(地域生活支援拠点等機能強化加算)により評価されることとなるため、当該加算の算定要件を満たすための実施体制が整備されるまでの間に限り、本事業の補助対象となるものである。

エ その他

本事業は地域生活障害者等の緊急事態支援及び地域移行支援のための体制整備を目的としていることから、当該事業の実施又はウで示した障害福祉サービス等報酬の算定を理由として、市町村が実施する障害者相談支援事業の委託費を減額することのないようにすること。

なお、本事業の運用に関する細目については、別に通知するものとする。

(参考資料4)

障障発第 0329 第1号

令和6 年3 月 29 日

都道府県

各 指定都市 障害保健福祉部(局)長 殿

中 核 市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長

(公 印 省 略)

地域生活支援拠点等の整備の推進及び機能強化について

地域生活支援拠点等については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17 年法律第 123 号。以下「法」という。)の改正により市町村に対する努力義務を設け、その整備を推進することとしている。合わせて、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、情報連携等を担うコーディネーターの配置等についての評価を新設するとともに、令和6年度予算において、地域生活支援拠点等の整備促進及び機能の充実・強化を推進するための経費を計上したところである。

各自治体においては、令和6年度を初年度とする第7期障害福祉計画について、地域生活支援拠点等の整備の推進及びその機能の充実について盛り込んでいただいているところであるが、今般、下記のとおり、拠点コーディネーターの配置を始めとする地域生活支援拠点等の機能強化に関して、改めて留意点等を取りまとめたので、御了知の上、管内市町村(特別区を含む。)に周知を図るとともに、積極的な整備を進めるに当たっての参考としていただくようお願いする。

なお、本通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の4第1項の技術的助言に該当するものである。

記

1 概要

地域生活支援拠点等(法第 77 条第4項に規定する地域生活支援拠点等をいう。以下同じ。)については、地域において生活する障害者等(障害者及び障害児をいう。)及び地域における生活に移行することを希望する障害者等(以下「地域生活障害者等」という。)につき、地域において安心して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにするため、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関、基幹相談支援センターその他の関係機関(以下「拠点関係機関」という。)が、相互の有機的な連携の下で地域生活障害者等に対する支援の実施を目的とする体制をいう。

2 実施主体

法第 77 条第3項の規定に基づき、市町村が自ら同項各号に掲げる事業を行うものであり、これらの事業を効果的に実施するために、各市町村において地域生活支援拠点等を整備することとなる。

なお、指定都市など、大規模な市町村において複数の担当区域を設定する場合や、複数の市町村で共同整備する場合の取扱いについては、「地域生活支援拠点等・ネットワーク運営推進事業の実施について」(令和6年3月 29 日付け障発 0329 第8号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)の別紙「地域生活支援拠点等・ネットワーク運営推進事業実施要綱」(以下「実施要綱」という。)を参照されたい。

3 地域生活支援拠点等が担うべき機能

地域生活支援拠点等については、障害者等の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、入所施設や病院からの地域移行、親元からの一人暮らし等への移行を進めるため、重度障害にも対応することができる専門性を有し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態や地域生活障害者等の介護を行う者の障害、疾病等のため、当該地域生活障害者等に対し、当該地域生活障害者等の介護を行う者による支援が見込めない事態等(以下単に「緊急事態」という。)や地域生活障害者等が希望する地域移行に向けた支援についての機能を担うものである。

具体的には、法第 77 条第3項各号に掲げる事業を適切に実施するため、以下の(1)から(4)までの機能について、地域の実情において、複数の拠点関係機関が分担して担うこととなる(共同生活援助事業所や障害者支援施設等に付加する「多機能拠点」を整備することも可能)。

(1)相談

平時から緊急事態における支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、緊急事態等において、必要なサービスの調整や相談その他必要な支援を行う機能

(2)緊急事態の受け入れ・対応

短期入所事業所等を活用した常時の緊急受入体制を確保した上で、緊急事態における受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能

(3)体験の機会・場

障害者支援施設や精神科病院等からの地域移行や親元からの自立に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能(地域生活障害者等について、平時から緊急事態に備えて短期入所事業所等を活用した体験の機会の提供及びその体制整備も含む。)

(4) 専門的人材の確保・養成等

医療的ケアが必要な者や強度行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者等に対して専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成その他地域の実情に応じて、創意工夫により付加する機能

4 地域生活支援拠点等の機能強化について

地域における支援体制の強化を図る観点から、各市町村においては以下の項目を踏まえ、地域の実情に応じて、3で示した地域生活支援拠点等の機能強化を図るものとする。

(1) 拠点コーディネーターの配置

拠点関係機関から構成されるネットワークの運営や機能の充実等の総合調整を図り、情報連携等を担うコーディネーター(以下「拠点コーディネーター」という。)は、地域生活支援拠点等の機能を充実させるため、整備の主体である市町村とともに、効果的な支援の連携体制を構築することを目的に配置する。

なお、拠点コーディネーターの要件及び実施すべき業務については、実施要綱の3のウの(イ)及び(ウ)とおりであるが、その具体的な業務例(イメージ)については以下のとおりである。

これに加え、令和5年度厚生労働科学研究費補助金「地域生活支援拠点等におけるコーディネーターに求められる役割や業務等の明確化のための研究」を実施しており、報告書を後日公表予定なので、併せて参考にされたい。

① 地域の連携体制の構築に係る業務例

- ・ 市町村担当者や各行政機関、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関、基幹相談支援センターその他の関係機関(以下「拠点関係機関」という。)と日頃から情報連携や協議会の参画等を通じて連携体制を構築する。
- ・ 地域生活支援拠点等の機能を担う短期入所事業所や日中活動系サービス事業所、医療機関等と日頃から情報連携等を行いながら緊急受入体制の構築を図るとともに、地域生活支援拠点等の機能を担う関係機関の拡充を図る。
- ・ 障害者支援施設の地域移行等意向確認担当者や精神科病院の退院後生活環境相談員等との情報連携等を通じて地域移行に係る連携体制を構築する。

② 障害福祉サービス等を利用していない対象者への支援に係る業務例

- ・ 平時からの相談として、行政機関(市町村障害者相談支援事業の受託事業所含む)等と連携して相談支援機関に繋げる、緊急事態に備える等の相談業務を行う。
- ・ 緊急事態には、行政機関等と連携して対応する(行政機関のほか、地域の実情に応じて必要な関係機関等と連携して支援。直接的な支援の実施も含む。)

③ 障害福祉サービス等の利用者への個別支援に係る業務例

- ・ 平時からの相談として、基幹相談支援センターと連携して指定特定相談支援事業所等をバックアップする(相談支援専門員が備える緊急事態対応へのサポート等)。
- ・ 緊急事態の対応として、指定特定相談支援事業所が、短期入所等の調整を実施する際に、対応する短期入所事業所や医療機関等が見つからない等の時に相談に応じ、受入先を一緒に探す、対応方法を一緒に考える等、必要に応じてバックアップする。

④ 障害者支援施設や精神科病院に入所・入院中の者への支援に係る業務例

- ・ 障害者支援施設の地域移行等意向確認担当者や精神科病院の退院後生活環境相談員等の職員と連携して、入所・入院中の対象者の意向確認し、必要に応じて当該対象者への動機付け支援(面接・外出同行支援・体験宿泊支援・ピアサポート活動の活用等)を行う。
- ・ 地域生活への希望を表明した対象者に対して、地域移行支援事業者等の紹介など、地域移行に向けた支援に繋げる。

(2) 地域生活支援拠点等の機能を担う機関の拡充について

地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等を拡充することにより、地域の支援体制の強化を図る。

- ① 緊急事態に備えた相談等を実施する相談支援事業所や日中活動系サービス事業所等
- ② 緊急事態に支援を提供する短期入所事業所や訪問系サービス事業所等
- ③ 体験の場を提供する共同生活援助事業所や日中活動系サービス事業所等
- ④ その他地域生活支援拠点等の機能の充実に必要な関係機関

(3) 専門的人材の確保・養成等について

障害特性に応じた支援を行える人材を確保・養成するための研修等の実施や、地域の連携体制を充実するための関係機関の会議の実施等、地域生活支援拠点等の機能の充実に必要な事業を実施する。

- ① 地域の实情に合わせて専門的人材を育成する研修等の実施(都道府県で実施する研修等の活用も含む)
- ② 地域生活支援拠点等の検証・検討等を行う協議の場の実施や協議会、事業所の連絡会等を活用
- ③ その他地域生活支援拠点等の機能強化に必要な事項

5 地域生活支援拠点等の機能強化に係る財政支援について

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定(以下単に「報酬改定」という。)において、地域生活支援拠点等の機能強化に係る加算等を新設するとともに、令和6年度予算において、地域生活支援拠点等の整備促進及び機能の充実・強化を推進するための経費を計上したところであり、その詳細は以下のとおりである。

市町村においては、これらの制度も活用しながら、地域の实情に応じて、地域生活支援拠点等の機能強化に努められたい。

(1) 地域生活支援拠点等機能強化加算

① 概要

報酬改定により新設された地域生活支援拠点等機能強化加算については、情報連携等を担う拠点コーディネーターの配置を評価するものである。市町村ごとに拠点関係機関の連携体制は様々であることから、加算の算定要件は以下の全てを満たすものとしており、柔軟な事業運営を可能としている。

- ・ 事業所の要件として、計画相談支援及び障害児相談支援(機能強化型基本報酬(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定する場合に限る。)と自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援の全てのサービス(以下「拠点機能強化サービス」と総称する。)を同一の事業所で一体的に運営していること又は地域生活支援拠点等のネットワークにおいて相互に連携して運営していること。
- ・ これに加え、当該事業所(相互に連携して運営している場合には、いずれかの事業所)又は当該事業所以外の基幹相談支援センター等の拠点関係機関に拠点コーディネーターを常勤専従で1人以上配置していること。
- ・ さらに、当該事業所(以下「拠点機能強化事業所」という。)を市町村が地域生活支援拠点等として位置づけ

ていること。

拠点コーディネーターは、4の(1)に掲げる効果的な支援の連携体制を構築するための業務に専ら従事する必要があることから、原則として、拠点機能強化事業所等における他の職務に従事してはならないこと。ただし、緊急事態における支援や地域移行等に係る支援など、拠点コーディネーターが自ら支援を提供することについて市町村が特に必要と認めた場合には、拠点機能強化事業所の他の職務に従事することができる。

地域生活支援拠点等機能強化加算は、地域生活支援拠点等に配置された拠点コーディネーター1人当たり、1月につき100回を上限として算定できるものであるが、この上限については、拠点機能強化事業所の単位における全ての拠点機能強化サービスの算定回数の合計であることから、相互に連携して運営する拠点機能強化事業所については、④に掲げる連携会議において、事前に毎月の算定回数の目安を共有しておくこと。

② 加算の算定に係る市町村の関与

地域生活支援拠点等機能強化加算は、拠点コーディネーターの人件費等(拠点コーディネーターの活動に当たっての旅費や通信費等の経費を含む。)に充当されることを想定していることから、特に、相互に連携して拠点機能強化事業所を運営する場合や、拠点機能強化事業所以外の拠点関係機関に拠点コーディネーターを配置する場合には、当該経費に適切に充当されるよう、市町村が、事業所の選定や拠点コーディネーターの配置、拠点関係機関間の分担等に積極的に関与すること。具体的には、拠点関係機関等とともに拠点コーディネーターの役割の確認や人員配置体制、費用負担の検討等を行い、拠点コーディネーターの配置事業所等の選定に当たっては、単に事業所からの自薦を追認するのではなく、4の(1)に掲げる業務を適切に実施できると認められる事業所を選定すること。

③ 拠点機能強化事業所の責務

上述のように、地域生活支援拠点等機能強化加算は拠点コーディネーターの人件費等に適切に充当する観点から、拠点機能強化事業所は、地域生活支援拠点等機能強化加算分の自立支援給付費については、他の費目に充当することなく、市町村の関与の下、適切に精算すべきものであること。

また、拠点機能強化事業所は、拠点コーディネーターと密に連携して支援を提供する体制の構築が求められる。具体的には、4の(1)の②に掲げる障害福祉サービス等を利用していない対象者への計画相談支援・障害児相談支援の提供や、すでに計画相談支援又は障害児相談支援を利用しているが、更に緊急事態において特別な支援計画を必要とする者への支援、障害者支援施設や精神科病院に入所・入院中の者への地域移行支援や精神科病院に入退院を繰り返している者、強度行動障害や高次脳機能障害を有する者への自立生活援助や地域定着支援の提供等、障害特性に応じた高い専門性を必要とする対象者への支援を拠点コーディネーターや市町村から求められた際には、地域の関係機関と連携し、積極的に支援を提供することに努めるものとする。

④ 連携会議の開催等について

拠点機能強化事業所は、1月に1回以上の頻度で、拠点コーディネーター及び拠点機能強化事業所の従業者が参加する連携会議を開催し、当該加算の算定状況の共有に加え、地域生活支援拠点等における機能の整備状況、支援において明らかになった地域課題の抽出及び共有その他地域生活支援拠点等の機能強化を推進するために必要な事項を協議すること。また、その協議内容については、市町村の職員出席や書面の提出等の方法により、市町村と共有すること。

これに加え、拠点機能強化事業所は、市町村と連携し、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の情報連携の担当者等とともに、地域生活支援拠点等の支援例の共有やその過程で把握した地域の課題の抽出及びその解決方法等について定期的に協議すること。なお、新たな会議の設置に代えて、市町村で

実施している協議会等の場を活用する方法でも差し支えない。

また、地域生活支援拠点等の機能の整備状況についても、地域の関係者と共有を図ること。

(2) 緊急事態受入加算等

報酬改定により新設された緊急事態受入加算については、拠点関係機関との連携担当者を1名以上配置することにより、平時からの情報連携を整えた通所系サービス事業所において、緊急事態の際に、日中の支援に引き続き夜間の支援の実施を評価するものである。

これに加え、報酬改定により、地域生活支援拠点等の既存の加算についても、拠点関係機関との連携担当者を1名以上配置することが新たに要件として設けられたところである(計画相談支援及び障害児相談支援に係るものを除く。)。また、市町村が地域生活支援拠点等として位置付けるに当たっては、6に定める手続きにより行うこととする。

なお、連携担当者は事業所に置くべき人員に加えて配置する必要はなく、市町村や拠点関係機関等との情報連携を担う担当者を明確化しておくことで足りるものである。

(3) 短期入所における加算

報酬改定により、指定短期入所事業所又は共生型短期入所事業所が地域生活支援拠点等である場合の加算について、拠点関係機関との連携担当者を1名以上配置し、医療的ケア児者、重症心身障害児者又は行動関連項目合計点数が10点以上である者(障害児にあっては、こども家庭庁長官が定める児童等(厚生労働省告示第270号)の第1号の7に規定する強度行動障害判定基準表の点数の合計が20点以上であると市町村が認めた障害児)を支援した場合には200単位を加算することとなる。

(4) 地域移行促進加算(Ⅱ)

報酬改定により新設された地域移行促進加算(Ⅱ)については、地域生活支援拠点等に位置付けられた指定障害者支援施設において、地域移行に向けた動機付け支援として、共同生活援助事業所の見学や事業所内での食事の体験、地域活動への参加等を行った場合に評価するものである。

(5) 地域生活支援拠点等・ネットワーク運営推進事業(地域生活支援事業(市町村任意事業))

地域生活支援拠点等におけるネットワークの運営や機能の充実を図るため、緊急事態に備えるための相談支援や地域移行に向けた働きかけ並びに福祉等に関する専門的知識及び技術を有する人材の育成及び確保、地域の関係機関の連携体制を構築することを目的とする。

なお、事業の内容については実施要綱を参照されたい。

6 障害福祉サービス事業所等を地域生活支援拠点等に位置付ける際の手順

市町村が障害福祉サービス事業所等を地域生活支援拠点等に位置付けるに当たっては、以下の手順を経ることを基本とし、単に事業所から地域生活支援拠点等であることを運営規程に規定する旨の届出があったことのみをもって加算を算定することは認められないものであること。

(1) 事前協議

地域生活支援拠点等の整備主体である市町村と当該事業所の管理者等を含む関係者との間で、以下の項目等について事前に協議し、当該加算を活用した整備の方向性を共有する。

- ・ 地域生活支援拠点等の整備状況の確認と整備促進における課題等
- ・ 実際に支援を行う場合の連携方法等
- ・ 整備状況の公表に係る周知方法等

さらに、拠点機能強化事業所の場合には、

- ・ 拠点コーディネーターの業務と役割、配置人数等
- ・ 拠点コーディネーターを担う人材及び加算算定事業所の確認、特に複数の事業所が相互に連携して運営する場合には、それぞれの事業所の算定回数を目安及び拠点コーディネーターの人件費等の負担割合等
- ・ 連携会議の開催方法等

について、その他の地域生活支援拠点等に係る加算の届出に際しては、

- ・ 拠点関係機関との連携担当者(計画相談支援及び障害児相談支援を除く。)についても事前協議を行うこと。

(2)市町村への届出

事前協議により市町村との合意形成が図られた障害福祉サービス事業者等については、都道府県知事に対する加算の届出に先立ち、市町村に対して、地域生活支援拠点等の機能を担うこと及びそれに係る加算を算定するために必要な届出を行う。

(3)市町村からの通知

市町村は提出された届出書を確認し、内容に不備等がない場合には、当該事業所を地域生活支援拠点等に位置付けた旨の通知を行う。

7 都道府県の役割

法改正により、都道府県については、市町村の地域生活支援拠点等の整備推進等に関する広域的な見地からの援助を行うよう努めるものとされたことから、管内市町村の地域生活支援拠点等の整備状況や機能の状況を継続的に把握するとともに、未整備市町村(とりわけ人口規模の小さい市町村)への整備の働きかけや管内市町村と現状や課題の共有を図るなどにより、地域生活支援拠点等の整備や機能の充実に向けた積極的な役割が期待される。

必要な支援については、例えば、都道府県において地域生活支援拠点等の整備及び運営に関する研修会等を開催し、管内市町村における好事例(優良事例)の紹介や、課題等を把握し、共有するなど後方的かつ継続的な支援を図るなどの対応について検討すること。

なお、令和6年度予算において、「都道府県による基幹相談支援センター・地域生活支援拠点等整備推進事業」を創設したところであり、アドバイザーの配置・派遣等による市町村への地域生活支援拠点等の整備や運営に関する助言や、実態把握及び分析、連絡会等の開催に係る事業を補助の対象としている。

さらに、令和5年度障害者総合福祉推進事業「市町村や都道府県における地域生活支援拠点等の整備や機能の充実に係る調査研究」を実施しており、報告書を後日公表予定なので、併せて参考にされたい。